

○論説：ケープタウン条約宇宙資産議定書の意義と残された課題

小塚莊一郎*

一 これまでの経緯

現代的な航空機ファイナンス取引を支えるための条約に、人工衛星などを対象とする議定書を作成することが最初に議論されたのは、1997年であった。それから15年の歳月が流れ、宇宙資産議定書は、早ければ今年(2011年)の後半にも外交会議で採択される見通しとなった。もしも実現すれば、「可動物件の国際的権益に関する条約」、いわゆる「ケープタウン条約」の議定書としては、航空機議定書(2001年)、鉄道車輛に関するルクセンブルク議定書(2006年)に続く3番目の議定書、そして宇宙分野における国際条約としては、月協定(1979年)以来30年ぶりの新条約となる。

宇宙資産議定書については、早い時期に、当時の条文案を対象としてその内容と意義を紹介したが¹、その後、議定書草案にはかなり重要な点で変更が加えられている。また、宇宙資産議定書の意味を理解するためには、その前提となっているケープタウン条約そのもの(いわゆる「本体条約」)と併せて読む必要があるが、ケープタウン条約全般については、主として航空機議定書による適用を念頭に置いた検討を加えたことがあるのみで²、「宇宙資産議定書に適用された場合のケープタウン条約」を対象とした研究は、これまで、公表してこなかった。そこで、採択に向けた最終局面を迎えるにあたり、そ

* 千葉大学法経学部助教授、上智大学法学部助教授、同法科大学院教授を経て、2010年4月より学習院大学法学部教授。商法担当。

1 小塚莊一郎「宇宙の商業化と資産担保金融の法的インフラストラクチャー(上・下)」上智法学論集46巻4号1頁、47巻1号1頁(2003年)、小塚莊一郎「航空機ファイナンスから衛星ファイナンスへ」NBL782号31頁(2004年)。

2 小塚莊一郎「資産担保金融の制度的条件——可動物件担保に関するケープタウン条約を素材として——」上智法学論集46巻3号43頁(2003年)、小塚莊一郎「ケープタウン条約の各国による受容」空法47号59頁(2006年)。

の内容を日本の現行法制と比較しつつ検討するとともに、なお残されている論点を紹介し、それらの論点についてどのように考えるべきかを理論的に整理したい³。

本稿の構成は、以下のとおりである。まず、宇宙資産議定書の作成に係るこれまでの経緯を簡単に記述する(一)。次に、ケープタウン条約および宇宙資産議定書の目的と実務界にとっての意味を考察する(二)。その上で、現時点における宇宙資産議定書草案の条文を、取引を直接規律する実体的な規定(三)と、登録システムの運用に関する規定(四)とに分けて、それぞれの前提となる本体条約の規定と併せて検討を加える。そして、最後に、今後の作業の見通しについて説明したい(五)。

そこで、まず、これまでの経緯について、簡単にまとめておこう。ケープタウン条約は、ユニドロワ(UNIDROIT: 私法統一国際協会)⁴が作成してきた私法条約の一つであり、その目的は、資産担保金融(asset based finance)を容易にするための制度的条件を国際的に統一し、整備することにある。資産担保金融の手法が有効であるような高額の動産(条約は「可動物件」(mobile equipment)という用語を用いる)にはいくつかの種類が考えられ、それぞれに固有の法律的、社会的な問題点が予想されるため、すべての可動物件に共通する通則を定めた本体条約の下に、各種の可動物件に固有の規定を定める議定書が作成されるというアンブレラ構造が採用された⁵。

本体条約と、第一の議定書である航空機議定書は、2001年にケープタウンで開催された外交会議で採択された⁶。2011年1月現在で、それぞれの締約

3 なお、筆者は、2001年以来、当初は議定書の前案を作成する「宇宙ワーキンググループ」(Space Working Group: SWG)のメンバーとして、最近では日本政府代表として、宇宙資産議定書の策定作業に関与してきたが、本稿は、研究者としての個人的見解を述べるものである。

4 ユニドロワは、私法の国際的統一を目的として1926年に設立された国際機関である。当初は国際聯盟の付属機関であったが、第二次世界大戦末期に関係を解消し、独立の国際機関となった。本部はローマに置かれ、現在の加盟国は、日本を含む63ヶ国である。日本からは、継続して理事会メンバーが選出されている。

5 この点を含め、ケープタウン条約の起草過程についての研究として、佐藤育己「国際的な私法統一をめぐるとの幻想と現実」国際商取引学会年報12号5頁[2010年]。

6 「ケープタウン条約」の名称は、この外交会議に由来する。それ以前の起草過程では、「ユニドロワ(ユニドロア)条約」などと呼ばれていた。

国数は41ヶ国と35ヶ国に達し、すでに航空機ファイナンスの新しい法的枠組みとしての地位を確立している。第二の議定書であるルクセンブルク議定書は、2006年にルクセンブルクで開催された外交会議で採択されたが、まだ批准する国はなく、従って未発効である。もっとも、実務界では、鉄道輸出の関係者によって「鉄道ワーキンググループ」(Rail Working Group: RWG) という団体が組織され、ルクセンブルク議定書の発効に備えた取引実務の整備が、すでに進められている⁷。

宇宙資産議定書は、これらに続く議定書として、2001年から本格的に検討が開始された。人工衛星等の宇宙資産が第三の議定書の対象として選択された理由は、宇宙の商業化が進展する中で、宇宙事業者に対する金融取引の需要も増大すると考えられたためであろう。しかし、国際的に取引実務が確立している航空機ファイナンスや、少なくとも北米では貨車リースという取引形態が普及していた鉄道車輛に較べると、当時の宇宙活動は、圧倒的に政府資金に支えられた分野であり、民間事業者による資金調達の実績はきわめて限られていた。その結果、議定書の作成は、取引モデル自体を新たに作り出すことを意味したのである。

宇宙資産議定書を審議する政府専門家会合は、2003年に第1回、翌2004年には第2回の会合が開催された⁸。当初の条文案は、他の議定書と同様に、宇宙ビジネスにかかわる事業者や法律家からなる宇宙ワーキンググループ(SWG)が作成したものである⁹。ところが、現実にはまだ存在しない取引を対象としていたためもあって、どのような形態の取引が行われるのかという基本的なイメージを参加者の間で共有することができず、政府専門家会合の開催はいったん中断された¹⁰。そうした状況を見て、今度は、SWGを構成す

7 小塚莊一郎「鉄道輸出の金融法務——ケープタウン条約のルクセンブルク議定書について」金融法務事情1908号1頁〔2010年〕。

8 日本政府を代表して、第1回会合には経済産業省宇宙産業室および法務省民事局、また第2回会合には経済産業省宇宙産業室から、それぞれ関係者が出席したほか、SWGのメンバーとして、日本の事業者および筆者が参加した。

9 SWGが政府専門家会合に提出した当初の草案の逐条的な検討が、小塚「法的インフラストラクチャー」〔前掲・註1〕であり、第1回政府専門家会合における審議の概要を紹介したものが、小塚「衛星ファイナンスへ」〔前掲・註1〕である。

10 第1回政府専門家会合の審議を経た段階の条文案は、小塚莊一郎訳「可動物件の国際

る事業者の一部が、作業が長期化するのであれば、そのためのコストや労力が、議定書の完成によって将来に期待される経済効果に見合わない判断し、その結果、2007年頃にSWGは事実上消滅するに至った。

議定書作成の推進力を回復するために、ユニドロワ事務局は、この問題に関心を維持し続けた一部の国からなる実行委員会(Steering Committee)を構成し、事業者の代表¹¹を交えて、未解決の論点について検討することとした。実行委員会は、2008年から2009年にかけて、2回の会合と1回の小委員会会合を持ち¹²、その議論を通じて、ある程度まで問題点の整理が進められた。ところが、一部の衛星オペレーターが、その過程で議定書の作成そのものに強く反対する見解を表明し、さらに、各国政府や関係事業者に対して作成作業に関与しないよう圧力をかけるというロビイング活動を行うようになった。こうして、2009年に政府間会合が再開される頃には、関係業界の利益の反映を最優先してきたケープタウン条約の作成過程において初めて、一部事業者の反対に抗しつつ作業が進められるという状況が出現することになった。

ともあれ、2009年12月に第3回、2010年5月に第4回の政府専門家会合が開催され¹³、さらに2010年10月には政府専門家会合によって設置された二つのワーキンググループが非公式に中間会合を行った¹⁴結果、議定書草案に残

的権益に関するケープタウン条約】宇宙資産議定書案の仮訳」上智法学論集47巻3号131頁[2004年]として紹介した。なお、第2回政府専門家会合では条文の文言に関する具体的な審議に入ることができなかつたため、これが、いったん作業が中断された段階における条文案である。

11 その中には、かつてのSWGのメンバーの一部も含まれている。

12 実行委員会への参加は、第2回政府専門家会合の後に断続的に開催された各国政府と産業界との会合に出席したことのある関係国・関係事業者に対して招請された。日本からは、2008年5月の第1回会合に政府(経済産業省宇宙産業室)と事業者双方から出席者があり、同年10月の小委員会会合および2009年5月の第2回会合には、正式な代表の出席はなかつたものの、オブザーバーとして筆者が参加した。この時期の動きについては、Daniel A Porras, The Preliminary Draft Protocol to the Cape Town Convention on Matters Specific to Space Assets, *Convergence* Vol.5 (2), p.200, at 208-209 (2009) を参照。

13 いずれの会合にも、筆者とJAXA(宇宙航空研究開発機構)法務課の職員が日本政府代表として参加した。

14 日本からは、宇宙開発戦略本部事務局の職員と筆者が出席した。

された論点の多くが解決され、現状は、8割近くの完成度に達していると評価してよいであろう。他方、事業者との関係については、一部のオペレーターによる反対のロビイングは続いているものの、欧州の衛星メーカー、打上げ事業者および衛星オペレーターが議定書の完成に協力する立場を明確にしたため、もはや大きな障害ではなくなったと受け止められている。

ところで、宇宙資産議定書は当初、2000年代の半ばに完成する予定であったが、前述のとおり、当時は、宇宙資産を担保としたファイナンス取引といってもあまり実感をもって受け止められなかった。しかし、その後数年の間に、宇宙活動の担い手は著しく多様化した。宇宙への商業フライトの計画が実現間近となるなど、宇宙を舞台としたビジネスはもはや現実のものとなり、他方、大学による小型・超小型衛星の打上げも世界的な広がりを見せてきた。さらには、インドや韓国、ナイジェリアといった国が新たに宇宙活動を本格化させている。こうした状況の中で、宇宙活動を支えるための資金調達は、ようやく現実的な問題となったように思われる。その意味では、宇宙資産議定書の作業が5年以上も遅延したことは関係者にとって本意ではなかったものの、採択の機が熟するまでに、それだけの時間を要したのだと言えなくもないであろう。

二 宇宙資産議定書の目的と意味

ここで、宇宙資産議定書の法律上および実務上の意味について考えておこう。その際には、ケープタウン条約が全体として意図していることと、宇宙活動に固有の事情から、特に宇宙資産議定書が持っている意味とを分けて考える必要がある。

1 ケープタウン条約の目的

(1) 基本的な考え方

ケープタウン条約は、前述のとおり、資産担保金融を促進するための法的インフラストラクチャーとして作られた条約である。資産担保金融とは、事業者の企業としての信用ではなく、特定の資産が持つ収益力に着目して実行

されるファイナンス取引(金融取引)を言う。たとえば、航空機金融であれば、エアラインが倒産により操業を停止しても、航空機は、他のエアラインが運航することによって収益を生み出す。しかも、特定の機種種の航空機から期待される収益は、比較的一定している。そこで、エアラインの信用状態にかかわらず、航空機の機種や年数から評価される収益力に対してファイナンスを実行するという取引が可能になるのである。宇宙においても、通信衛星などは特定の資産について収益の見通しが立てやすく、航空機の場合と同様に、資産としての衛星を評価した金融が容易に組成できると言われている。

特定の資産から生み出される収益を引き当てにしたファイナンスである以上、こうした資産担保金融は、ファイナンスの提供者が、収益(キャッシュフロー)について、他の債権者に優先して権利を主張できるのでなければ、成立しにくい。これを法律的に簡明な形で表現すれば、その特定の資産に対する担保的な利益が与えられるということである。ただし、目的はあくまでも収益(キャッシュフロー)の把握であるから、法律上の担保物権である必要は必ずしもなく、実質的に見て、それと同様な機能を果たす仕組みであればよい。実務上も、たとえば航空機ファイナンスの分野では、リース契約が広く利用されている。そこで、ケープタウン条約は、①航空機抵当法にもとづく抵当権のような「担保契約により設定を受けた権利」のほか、②所有権留保契約にもとづいて売主が留保する権利(留保所有権)、および③リース契約により貸主(レッサー)に与えられた権利、の3種の権利を対象とした(本体条約2条2項)。これらの①～③の権利は、「国際的権益」(international interest)という名称で一括され、ケープタウン条約および各議定書において、基本的に同様の取り扱いを受けるのである。

(2) 三つの原則

ケープタウン条約は、これらの「国際的権益」について、資産担保金融の促進を実現するためには三つの条件が満たされる必要があるという考え方に立って作られている。その条件とは、第一に、優先的な権利の存在が明確になっていること、第二に、債務者が不履行(デフォルト)に陥ったときは権

利の実行が迅速に行われること、第三に、債務者について倒産手続が開始された場合にも権利の実行が制約を受けないこと、である¹⁵。

第一の条件を満たすためには、国際的な登録システムが設立される¹⁶。各国にそれぞれ登記・登録制度が存在する状態では、国際私法上の取り扱いなど法律問題が複雑になるほか、途上国などでは、登記・登録制度の信頼性自体も疑わしいからである。

第二の条件との関係では、債務者による不履行（デフォルト）が発生した場合、債権者は「国際的權益」が設定された航空機や衛星の占有取得（いわゆる物件の引き揚げ）等の救済手段（本体条約8条1項・10条1項）¹⁷を、原則として裁判所を利用することなく、いわゆる私的実行によって行使できるものとした¹⁸。なお、どのような事由の発生が不履行（デフォルト）となるかという点についても、ファイナンス取引時の契約（①～③の権利を設定する契約）等において合意した内容が有効と扱われる（本体条約11条1項）。

第三の条件は、債務者について、日本法で言えば会社更生手続や民事再生手続に相当する倒産手続が開始されても、「国際的權益」は、実行が中止されたり、再生計画や更生計画の中で債権額を削減されたりという制約を受けないことである¹⁹。日本も含め、多くの国では、特定の債権者にのみそのよ

15 ケープタウン条約の基本的な考え方については、小塚「制度的条件」〔前掲・註2〕において詳しく検討した。なお、このような考え方の採用と条約作成の力学についての理論的な考察として、佐藤育己＝座主祥伸『「スタンダード」ではなく『ルール』を——航空機ファイナンスにおける国際統一担保制度確立のためのケープタウン条約起草上の工夫——』齋藤彰編『市場と適応』〔2007年〕。

16 登録システムの運営は、一定の期間ごとに、民間事業者に委託される。すでに発効している航空機議定書の場合、その下における登録システムは、Aviaretoというアイルランドの会社（アイルランド政府と航空関係のIT企業との合弁会社）が運営を受託している。

17 ケープタウン条約が宇宙資産に適用された場合の救済方法の詳細については、後述33(1)。

18 条約を批准する国は、私的実行をまったく許容するべきではないと考えるなら、これらの手段に裁判所の許可を必要とする旨の宣言をすることができる（本体条約54条2項）。

19 米国の連邦倒産法では、倒産手続が開始されれば、個別の債権者による権利の実行が停止されるという一般原則（自動的停止）に対して、鉄道車輛と航空機・船舶について担保的利益を持つ権利者には例外が認められ、倒産手続の開始後も自由に権利を実行できるとされている（鉄道車輛に対する担保権者について米国連邦倒産法1168条（11 U.S.C. § 1168）、航空機および船舶に対する担保権者について同法1110条（11 U.S.C. §

うに強い効力を認めれば、倒産法の考え方に対する大きな変更にあたり、現行法との整合性が問題とならざるを得ない²⁰。そこで、ケープタウン条約は、この第三の条件を必須とはせず(本体条約30条1項)、批准に際して、その国が妥当と判断した場合に、「国際的権益」が倒産手続によって影響されないという選択肢(ハード・ルール)を選択できるという仕組みをとっている(航空機議定書11条選択肢A。宇宙資産議定書にも同一の規定がある)²¹。

(3) 実務上の意味

さて、ケープタウン条約の作成をとりわけ積極的に推進したのは、航空機メーカー(機体メーカーおよびエンジンメーカー)であった。その意図は、エアラインの倒産が珍しくなくなった時代に、高額な航空機を販売するためには、航空機ファイナンスが提供される可能性を広げる必要があるということにあった。わかりやすく言えば、住宅や自動車の販売業者が、販売促進のためにローンを斡旋するという営業手法と共通する発想である。

航空機ファイナンスの場合、多くの取引は、各国の輸出信用機関²²が関与する。そうした関与については、競争条件の公平を確保する観点というから、OECD(経済協力開発機構)において、「航空機セクター了解」(Aircraft Sector Understanding: ASU)²³と呼ばれる国際的なルールが定められている

1110 (a))。そして、そのような規定の存在は、米国の鉄道会社やエアラインにとって有利な資金調達を可能にしてきたと評価されている(小塚・前掲「制度的条件」〔前掲・註2〕・51～53頁参照)。

20 もっとも、日本でも、2010年1月に日本航空が倒産し、会社更生手続が開始されることとなった際には、前原国土交通大臣(当時)の名前で、航空機リース取引を含む「取引債権者の債権については、従来どおりの支払いが行われる保護される」旨の声明が発表され(平成22年1月19日国土交通大臣声明の「資料1(参考資料)」)、それにもとづいて、管財人が商取引債権およびリース債権等に関する包括的な弁済許可を裁判所から取得した(日本航空グループ報道発表第09162号(2010年1月19日))。このことは、航空機ファイナンスに係る債権を会社更生手続の対象から除外するという考え方に、実務上、必要性・合理性が認められたという事実を示している。

21 後述三4(1)。

22 米国の輸出入銀行(US Exim Bank)やフランスのCOFACEなど。日本でも、三菱航空機の製造するMRJ(Mitsubishi Regional Jet)が輸出される際には、国際協力銀行が関与することになるであろう。

23 Arrangement on Officially Supported Export Credits, Annex III Sector Understanding on Export Credits for Civil Aircraft, TAD/PG (2010)2, pp.45 ff.

が、その中において、輸出先がケープタウン条約と航空機議定書の当事国である場合には、リスクプレミアムを割引することが認められる²⁴。このため、ケープタウン条約を利用すればエアラインは有利なファイナンスが受けられ、メーカーにとっては販路の拡大につながるというシナリオは、現実のものとなっている。多くの途上国が、短期間に航空機議定書の当事国となったのは、そうした事情によるところが大きい。

最近では、比較的財務状態の優良な先進国のエアラインの間でも、ケープタウン条約に対する関心が高まっている²⁵。この場合は、ケープタウン条約のわかりやすく、権利の保障が強い枠組みを利用すれば、証券化等のスキームを通じて、資本市場（特に米国の投資家）にアクセスする可能性が開かれるという期待が抱かれているようである。

2 宇宙資産議定書の意味

(1) 期待される効果

宇宙資産議定書にも、航空機ファイナンスの場合と同様に、宇宙資産が生み出す収益力（キャッシュフロー）を引き当てとした資産担保金融のスキームを実現させ、それによって宇宙関連の市場を拡大する効果が期待されている。典型的に想定できるのは、日本の衛星メーカーが途上国の企業や公社に衛星を販売する際に、国際協力銀行と民間金融機関がシンジケート・ローンを組んで購入代金を融資する場合、衛星上に、貸し手金融機関のための国際的権益を設定するといった取引である。国際的権益の存在によって、貸出債権の回収可能性が無担保の場合よりも確実にとなると考えられるのであれば、それを利率や保証料・手数料等の融資条件に反映させ、他国メーカーからの

24 佐藤・前掲〔註5〕・22～23頁参照。厳密には、ケープタウン条約および航空機議定書には、倒産手続上の国際的権益の処遇をはじめとして、多くの点で、当事国の選択に委ねられた箇所があり（その内容および2006年頃までの批准国における選択の状況を検討したのが、小塚「各国による受容」〔前掲・註2〕である）、OECDの航空機セクター了解の中で一定の優遇措置が許容されるのは、国際的権益に強い効力を認める一定のパターンの選択（「適格宣言」（qualifying declarations））がなされた場合に限られる。

25 英国およびオーストラリアでは、エアラインが自国政府に対してケープタウン条約の批准を要請したと伝えられる。

提案と比較して、より魅力的な取引とすることが可能になろう。

政府専門家会合に出席している関係者の間では、このほかにも、国際宇宙ステーションの実験用ラックについて、リース業者が所有権を取得した上でベンチャー企業などにリースし、リースを受けたベンチャー企業が商業的な実験を行うというスキームや、数年後にも実現すると言われる宇宙ホテルの建設に際して、ホテルの上に抵当権的な国際的權益を設定して建設資金を調達するといった取引の可能性が議論されている。近年、国内でも在庫担保融資がしばしば組成されるようになってきたことを考えれば、ロケットなどに使われる部品を集合物として国際的權益を設定する融資も想定できそうである。

しかし、航空機の取引と衛星その他の宇宙資産の取引とは、事情が異なる点も少なくない。そもそも、いったん宇宙空間に打ち上げられれば地上に戻されることのない衛星に対して、「国際的權益の実行」を観念することは現実的か、という疑問もあり得よう。宇宙資産を地上に戻してみても財産的価値は失われてしまうので、宇宙資産議定書は、地上からの管制に用いるコマンドコードの管理権を債権者に移転するという方法による権利の実行を想定している(後述三三(2))。もっとも、航空機ファイナンスの場合にも、実際には、担保権を実行して航空機を差し押さえたり引き揚げて売却したりすることが、それほど頻繁に行われているわけではない。物件の取り上げ・処分というのは、担保権のいわば最後の拠りどころであるにすぎず、実質的には、それを背景として債務者に対する交渉力を確保するという側面が大きいとも言える²⁶。したがって、この点について、航空機ファイナンスと宇宙ファイナンスの相違を過大に評価するべきではないであろう。

26 債権管理と担保管理を巡る法律問題研究会「担保の機能再論——新しい担保モデルを探る」金融研究27巻法律特集号10頁以下〔2008年〕は、担保の機能は、「優先弁済確保機能」「倒産隔離機能」「管理機能」に分けて分析する必要があると述べる。このうち、「倒産隔離機能」とは、担保が倒産手続に服さず、倒産手続外で権利を実行できるということであり(同論文・17頁)、ケープタウン条約の第三の原則はそれを貫徹しようとするものだといえることができる。そして、「管理機能」は担保の存在が債務者や他の債権者の行動に対して影響を及ぼすということを指し(同論文・23頁)、本文に述べた債務者に対する交渉力は、その一部である。

他方で、航空機と比較したとき、宇宙資産には、民事法的な制度がほとんど整備されていないという大きな相違点がある。航空機は、船舶や自動車と同様に、動産でありながら登録制度を持ち、物権変動は登録を対抗要件とするという制度になっている（航空法3条の3、航空機抵当法5条）。そして、抵当権の設定が認められる反面で、質権は設定できない（航空機抵当法3条・23条）。このような不動産に準じた取り扱いは、宇宙資産についても、十分に合理性があると考えられるが、現在に至るまで、そうした立法は、海外も含めてまったく存在していない。その結果、日本の現行法で考えるならば、物権変動の対抗要件は占有であり（民法178条）、質権の対象となる反面で、抵当権は設定できないのであるが、この結論が、宇宙ビジネスが進展していく時代にそぐわないことは、明らかであろう²⁷。

宇宙資産議定書は、宇宙資産について民事法的な権利変動を記録する登録制度を創設し、抵当権に類似した担保権を含む国際的権益の設定を可能にする。従って、宇宙資産議定書を批准して国内法化した国には、宇宙資産に関する私法上の制度が整備されるという効果ももたらされるわけである。

(2) 宇宙ファイナンスの現状

ケープタウン条約が想定するような金融取引は、宇宙分野では、まだ現実のものとなっていない。民間の衛星オペレーターが資金調達する場合には、特定の資産を引き当てにするのではなく、事業者の信用にもとづく一般的な借入れ（コーポレート・ファイナンス）や株式（エクイティ）の発行によることが一般的である。

さらに、2000年代の半ばごろから、LBO（レバレッジド・バイアウト）の手法を用いた衛星オペレーターの買収が行われるようになった。LBOとは、買収の対象会社に債券（社債）を発行させ、それによって調達した借入金と買収者による株式出資（エクイティ）を併せて実行される企業買収である。宇宙分野では、国際組織を民営化して設立されたオペレーターに対して

27 小塚莊一郎「宇宙ビジネスの展開が必要とする法制度の整備」上智法学論集49巻3＝4号111頁（2006年）。

投資ファンドがLBOを実行した事例や、大手のオペレーターがLBOによって同業の会社を買収し、世界的な企業グループになった事例などがこの時期に出現した²⁸。

こうした状況の中で、宇宙資産議定書の成立がどのような意味を持つかは、予測の難しい問題である。LBOが実行されると、買収された会社は多額の債務を負う状態になり、その弁済は衛星の運用によって生ずる安定的な収益(キャッシュフロー)からなされていくことになる²⁹。その意味で、LBOと資産担保金融とは、同一のキャッシュフローを奪い合う関係にあるとも考えられ、そうだとすれば、宇宙資産議定書によって資産担保金融が容易になればLBO取引の市場が縮小するという見方もあり得よう³⁰。しかし、LBOにおいて対象会社が発行する債券に担保を付ける場合もあるから、宇宙資産について民事法制が存在せず、およそ担保の設定が難しいという現状が改善されれば、LBO取引にもプラスの効果が生じるかもしれない。また、個別の事業者ではなく、社会全体への影響に着目すれば、資金調達の手段は多様であるほど裁定取引の余地が広がり、非効率性が解消されると言えそうである。どちらの方向に向かうにせよ、宇宙ビジネスはダイナミックに発展しつつある業界なので、宇宙資産議定書が成立すれば、そのことが与えるインパクトは、中期的にはかなり大きいのではないかと思われる。

三 宇宙資産議定書にもとづく担保取引

以下、三と四では、宇宙資産議定書が規定する内容について、条文に即して解説するとともに、残されている論点や、日本法と比較した場合の相違点

28 たとえば、Intelsatはもともと国際機関であった組織を2001年に民営化したものであるが(その間の経緯については、青木節子『日本の宇宙戦略』95～123頁(2006年)参照)、その後、2005年に、LBOにより買収された。エクイティの出資者は、著名な投資ファンドからなる投資家グループであった(米国のSEC(証券取引委員会)に提出された証券発行登録により取引の詳細を知ることができる。Form S-4, Registration no. 333-129465)。

29 西村ときわ法律事務所編『ファイナンス法大全 アップデート』682頁(杉山泰成)(2006年)。

30 前述(一)のように、2008～2009年頃、一部の衛星オペレーターが宇宙資産議定書の作成そのものに反対するロビイングを活発に展開したが、おそらく、このように考えた結果ではないかと想像される。

等を検討する。ただし、条文の順序をそのまま追うのではなく、宇宙資産議定書を利用した取引が行われる場合を想定し、その局面ごとに関連する条文をまとめて検討を加える（第1条の定義規定については、それぞれ最も関連する箇所を取り上げる）。また、宇宙資産議定書は本体条約を前提とし、それと一体となって初めて意味を持つ構造になっているので（本体条約6条）、検討に際しては、本体条約の関連する条文も掲げ、両者を併せて考察することとしよう³¹。

31 本体条約の訳文は、基本的に、増田晋＝垣内純子「可動物件の国際的権益に関する条約および航空機議定書の概要と仮訳」国際商事法務30巻7号～32巻6号〔2002～2004年〕による（一部に、増田弁護士の同意を得て修正を加えた部分がある）。宇宙資産議定書の訳文は、増田弁護士による本体条約および航空機議定書の訳文も参考としつつ、筆者がJAXA法務課の協力を得て作成したものである。

このような構成をとるため、本稿においては、本体条約および宇宙資産議定書の条文がどこで引用・記述の対象になっているかがわかりにくいかもしれない。読者の便宜のため、以下に、その点をまとめておく。

【本体条約】

1条(n)	≡1(4)	2条	≡1(1)	3条	≡1(4)	7条	≡2(1)
8条	≡3(1)	9条	≡3(1)	10条	≡3(1)	11条	≡3(1)
13条	≡3(1)	16条	四2	17条	四1	18条	四2
19条	四2	20条	四2	24条	四2	25条	四2
28条	四1	29条	≡2(2)	30条	≡4(1)	31条	≡2(2)
32条	≡2(2)	33条	≡2(2)	50条	≡1(4)	54条	≡3(1)

【宇宙資産議定書】

前文	四3	1条1項	≡1(1)	1条2項(a)	≡1(2)	1条2項(b)	≡4(1)
1条2項(c)	≡3(1)	1条2項(d)	≡4(1)	1条2項(e)	≡1(1)	1条2項(f)	≡1(3)
1条2項(g)	≡1(1)	1条2項(h)	≡4(1)	1条2項(i)	≡1(2)	1条2項(j)	≡1(2)
1条2項(jj)	≡3(3)	1条2項(k)	≡1(1)	1条2項(l)	≡1(1)	1条3項	≡1(4)
2条1項	≡1(1)	2条2項	≡1(1)	2条3項	≡1(1)	2条4項	≡3(3)
2条5項	≡3(3)	3条	≡1(1)	4条	≡4(2)	5条	≡2(1)
6条	≡2(1)	7条	≡2(1)	8条	≡2(1)	9条	≡1(2)
10条	≡1(2)	11条	≡1(2)	12条	≡1(2)	13条	≡1(2)
14条	≡1(2)	15条	≡1(2)	17条	≡1(1)	18条	≡3(1)
19条	≡3(1)	20条	≡3(2)	21条	≡3(1)	22条	≡4(1)

まず、三では、取引関係を規律する実体的な規定を、おおむね取引のプロセスに沿って検討する。

1 適用の対象

(1) 宇宙資産の定義

本体条約

第2条 国際的権益

1 この条約は、一定の種類の可動物件に関する国際的権益の創設及び効果とその付随権を規定する。

2 この条約において、可動物件に関する国際的権益とは、第7条により創設され、かつ、第3項に列記され議定書で指定される他と区別しうる特定の対象物件に関する権益であって、以下のものをいう。

(a) 担保契約により担保権設定権者より設定を受けたもの；

(b) 所有権留保契約により条件付売主である者に帰属したもの；或いは

(c) リース契約により貸主である者に帰属したもの；

(a)号に該当する権益は、(b)号又は(c)号には該当しない。

3 前二項に引用される類型は以下のとおりとする；

(a) 航空機機体、航空機用エンジン及びヘリコプター；

(b) 鉄道車輛；及び

(c) 宇宙資産

4 準拠法が、第2項の適用を受ける権益が同項(a)号、(b)号又は(c)号のいずれかに属するかを決定するものとする。

5 対象物件の国際的権益は、その対象物件の代替物にも拡張されるものとする。

宇宙資産議定書

第1条 用語の定義

23条 三4 (1)	24条 三2 (2)	25条 三2 (2)	26条 三2 (2)
27条 三3 (4)	27条の2 三3 (4)	28条 四1	29条 四1
30条 四2	31条1項 四2	31条2項 四2	31条3項 四1
31条4項 四1	31条5項 四1	31条6項 四1	32条 四3
33条 四3	34条 四3		

1 本議定書においては、文脈から異なる趣旨となる場合を除き、各用語は条約に定められた意義を有する。

2 本議定書において次の用語は以下に定める意義を有する。

[(e) 「打上げ機」(launch vehicle)とは、人または物品を宇宙にまたは宇宙から運送するために用いられまたは用いられることを予定した輸送機を言う。]

(g) 「第三債務者」(obligor)とは、債務者の権利の支払その他の履行をなすべきまたはなすべきこととなる者を言う。

(k) 「宇宙」(space)とは、月その他の天体を含む宇宙空間を言う。

(l) 「宇宙資産」(space asset)とは、独立性を失うことなく宇宙に所在しまたは宇宙に打上げられる衛星、宇宙ステーション、衛星バス、トランスポンダー、モジュール、宇宙機体、打上げ機、宇宙カプセルその他の独自に識別可能な人工の資産[であって独立に所有、使用または管制されるもの][ならびに製造または組立ての過程にあるそれらの資産]を言い、取りつけられ、組み込まれまたは付加された付属品、部品および設備ならびにその所有、使用または管制にかかわるすべてのデータ、マニュアルおよび記録に及ぶ。

第2条 宇宙資産および債務者の権利に関する条約の適用

1 条約は、本議定書の定めるところに従って宇宙資産、権利譲渡及び権利再譲渡につき適用する。

2 条約および本議定書は、宇宙資産に対して適用されるところの可動物件の国際的権益に関する条約と称される。

3 宇宙資産は、地上にあるか空中または宇宙にあるかを問わず、航空機物件について適用されるところの条約における航空機物件とはならない。

第3条 宇宙資産の帰還

宇宙資産が宇宙から帰還しても、その資産上の国際的権益は影響されない。

第17条 規定と異なる合意

当事者は書面による合意をもって、第22条を適用しないこととし、または当事者間において第18条第2項ないし第3項を除く本議定書の規定を排除しもしくはその効果を変更することができる。

宇宙資産議定書は、本体条約2条2項にもとづき、同条3項(c)に規定する宇宙資産について国際的権益の創設を認め、その効力を定めるものである。「宇宙資産」(space asset)という用語は、この議定書以外ではあまり見かけない用語であるが、ケープタウン条約は商取引に適用される民法法条約であり、宇宙条約や宇宙物体登録条約のような宇宙活動全般を規制する条約とは性質が異なる点を考慮して、従来用いられてきた「宇宙物体」(space objects)とは違う用語をあえて用いたのである³²。

いまもなお決着していない問題の一つは、「宇宙資産」の定義である。問題の発端は、米国が、実務界のニーズとして、衛星全体をファイナンスの対象とする場合のほか、衛星上のトランスポンダーを個別に取引対象とする場合があるので、いずれの場合にも国際的権益の登録ができなければならないと主張してきたことにある。このように考えると、ある場合には衛星全体が「宇宙資産」であり、ある場合にはトランスポンダーの1本1本が「宇宙資産」であるという定義が必要になるが、そのような考え方に対しては、ドイツから、「物」の概念の混乱を招くとの批判が投じられてきた。ドイツの理解によれば、トランスポンダーが物理的に衛星と不可分の一体であるならば、附合により一つの動産になっているはずなので、もはやトランスポンダーを独立の「宇宙資産」と取り扱うわけにはいかない³³。逆に、トランスポンダーが衛星本体(バス)を損傷することなく着脱可能なのであれば、独立の動産が主物・従物の関係にあるだけであり、「衛星全体」についての担保権と実務が考えているものは、実は複数の物に同時に担保権を設定しているにすぎない³⁴、というのである。

ドイツの主張は、少なくとも大陸法の考え方を前提とすれば論理的でわか

32 「宇宙物体」は宇宙空間に存在する人工物を指すと解されているが、宇宙資産議定書は、打上げ前の段階で地表に置かれている衛生や部品等についても適用されるので、実質的にも、その意味内容に相違がある(小塚「法的インフラストラクチャー(上)」〔前掲・註1〕・10頁)。

33 日本法でも同様の結論になる。民法243条参照。

34 この点も、日本法はドイツと同様の結論になると思われる。民法87条参照。なお、このこと、「衛星」に対して担保権を設定すると記載された契約によって、トランスポンダー上にも担保権が成立することになるかという問題(日本法で言えば民法87条2項と370条の関係)とは、また別の論点である。

りやすいが、大半の取引が「衛星全体」を対象として行われる場合に、「衛星バス」と数十本の「トランスポンダー」のすべてについて国際的権益が成立し、それらをいちいち登録しなければならないという帰結は、およそ実際的ではないであろう。他方で、建物の区分所有権のように、本来は独立の物としての要件を満たさない「建物の部分」を、特別法によって所有権の目的とすることを認めた立法例もある（建物の区分所有等に関する法律1条）。従って、宇宙資産の定義の中で明示的に規定すれば、衛星全体もトランスポンダーも、場合に応じて単一の「物」となるという取り扱いをしてもよいであろう³⁵。そのような認識が共有されるまでも非常に長い時間を要したが、ようやく、この方向で新たな定義規定が提案された。

宇宙資産の定義に関する新提案³⁶

「宇宙資産」(space asset) とは、宇宙に所在しまたは宇宙に打上げられる独自に識別可能な人工の資産であって次のいずれかにあたるものを言い、取りつけられ、組み込まれまたは付加された付属品、部品および設備ならびにそれにかかわるすべてのデータ、マニュアル及び記録に及ぶ。

(i) 宇宙機 (spacecraft)、すなわち衛星、宇宙ステーション、宇宙モジュール、宇宙カプセル、宇宙機体 (space vehicle) 若しくはその他の宇宙で使用されるように設計された機体 (other vehicle)、又は往還型の打上げ機であって次の (ii) 又は (iii) に該当する宇宙資産を含むもの及び含まないもの。

(ii) 監督機関が時宜に応じて定める規則に従って独立の登録をすることができる（通信、航空管制、観測、科学調査その他の）ペイロード。

(iii) (ii) に定める方法によって独立の登録をすることができるトランスポンダーその他の宇宙機又はペイロードの一部。

35 日本法上も、「物」の観念が、取引上の必要性との関係で、ある程度まで相対的に決まることは、認められていると思われる。大村敦志『民法読解総則編』251頁(2009年)参照。

36 2010年10月のワーキンググループ非公式会合の席上で合意された条文案である。Unidroit 2010 - C.G.E./Space Pr./5/W.P. 3, p.3, fn.1.

この提案の特徴は、一方では、原則として「衛星全体」が宇宙資産であることを明記しつつ、他方、登録システムの運営に関する規則によって登録可能と認められる限りにおいて、「ペイロード」³⁷や個々のトランスポンダーといったサブシステムも独立の宇宙資産と認められるという点にある³⁸。規則は登録システムを監督する監督機関が制定するが、その際、そうしたサブシステムを対象とするファイナンス取引が実務上行われていると確認した上でなければ、本提案のii号またはiii号所定の指定を行ってはならない、という理解が本提案の前提とされている（条約採択の外交会議において、その旨の決議がなされる予定である）。

宇宙資産の定義は、宇宙資産議定書の審議の中でも最も多くの時間を費やした論点の一つであるが、そもそもの出発点となった米国の理解は、現在の実務に合致していないという指摘もある。現在の標準的な設計による衛星では、1基の衛星の上に多数のトランスポンダーが設置されている状態で、そのうちの一部のみを使用する場合には、使用するトランスポンダーを容易にスイッチで切り替えられるようにして、故障等の発生に対応しているからである。そうだとすれば、個別のトランスポンダーを宇宙資産として国際的権益を成立させるのではなく、ペイロードの一部を割合的に指定して、登録の対象とするニーズの方が重要ではないかとも考えられよう。もっとも、本提案(iii)の「宇宙機又はペイロードの一部 (any part)」はそのような「割合的に指定される一部のトランスポンダー」も含むと読めそうなので、実務の趨勢を見ながら適切な規則の制定によって対応することも可能であろう。

37 「Ku-bandのトランスポンダー群」のように、共通の機能を持つサブシステムの全体を指す（日本の実務では、「ミッション」と呼ばれることが多い）。

38 航空機ファイナンスの実務では、航空機のフレームとエンジンを別個にファイナンスの対象とする慣行が確立されており、ケーブタウン条約も、そうした慣行をふまえ、エンジンを除いた「航空機機体」(airframe)と「航空機エンジン」を別個のカテゴリーの可動物件としている（本体条約2条3項）。宇宙資産の新しい定義は、これと異なり、「(ii)又は(iii)に該当する宇宙資産を含むもの及び含まないもの」のいずれも (whether or not including a space asset falling within (ii) or (iii)) が「宇宙資産」にあたるとした点が重要である。

(2) 権利譲渡・権利再譲渡

宇宙資産議定書

第1条 用語の定義

2 本議定書において次の用語は以下に定める意義を有する。

(a) 「債務者の権利」(debtor's rights)とは、宇宙資産に関連して債務者になすべきまたはなすべきこととなる支払その他の履行を求めることができる一切の権利を言う。

… …

(i) 「権利譲渡」(rights assignment)とは、国際的權益を創設または規定する本契約にもとづき、本契約に係る宇宙資産によって担保されまたはこれに関連する債務者の現在または将来の義務の履行または減額もしくは弁済を担保するために、債務者が債権者に対して現在または将来の債務者の権利の全部または一部についての利益(所有者としての利益を含む。)を与える契約を言う。

(j) 「権利再譲渡」(rights reassignment)とは、債権者が譲受人に対してまたは譲受人が爾後の譲受人に対してその権利および利益の全部または一部を権利譲渡により移転する契約を言う。

第9条 権利譲渡の形式要件

債務者の権利の移転は、書面によってなされ、かつ以下の条件を満たす場合に権利譲渡とされる。

(a) 権利譲渡の対象である債務者の権利の特定。

(b) それらの権利が関係する宇宙資産の特定。

(c) 権利譲渡が譲渡担保として行われる場合には、本契約により担保される債務の決定。ただし、被担保債権の金額または極度額が記載される必要はない。

第10条 権利譲渡の効果

1 第9条の要件を満たす権利譲渡は、適用ある法の下で適法である限りにおいて、権利譲渡の対象である債務者の権利を債権者に対して移転する。

2 第3項の適用を前提として、第三債務者が債権者に対して対抗することができる抗弁および相殺の権利は、適用ある法により決定される。

の全部または一部を放棄することができる。

3 第三債務者は、書面による合意によって、いつでも、債権者による詐

欺的な行為にもとづく抗弁を除き、前項に規定する抗弁および相殺の権利の全部または一部を放棄することができる。

第11条 将来の権利の譲渡

権利譲渡の中で将来の債務者の権利を譲渡する条項は、譲渡された権利に対する利益が存在するに至った時に、移転行為を改めて必要とすることなく、それを債権者に対して付与する効果を有する。

第12条 国際的権益の登録に付随した権利譲渡または代位による取得の記録

1 宇宙資産に国際的権益または将来の国際的権益を保有する者が、債務者の権利に対する利益の移転を権利譲渡または代位によって取得したときは、国際的権益もしくは将来の国際的権益を登録する時にまたはその後登録を修正することによって、権利譲渡または代位による取得を登録の内容として記録することができる。この場合の記録においては、譲渡または代位により取得された権利を、具体的に特定し、または債務者の権利の全部もしくは一部を債務者が譲渡もしくは国際的権益もしくは将来の国際的権益の保有者が取得した旨の記載によって特定することができる。

2 条約第18条、第19条、第20条第1項ないし第4項ならびに第25条第1項、第2項および第4項は、次のとおり前項の規定による記録に適用する。

- (a) 国際的権益は権利譲渡と読み替える。
- (b) 登録は権利譲渡の記録と読み替える。
- (c) 債務者は第三債務者と読み替える。

3 条約第22条にもとづいて発行される検索証明書には記録の内容が記載されるものとする。

4 権利譲渡が国際的権益の内容として記録され、その後にその国際的権益が条約第31条および第32条にもとづいて移転されたときは、国際的権益の譲受人は以下の権利を取得する。

- (a) 権利譲渡において債権者が有するすべての権利
- (b) 権利譲渡における譲受人として記録される権利

第13条 記録された権利譲渡の優先順位

1 第2項の適用を前提として、記録された権利譲渡は、それ以前に記録された権利譲渡以外のいかなる債務者の権利の移転(権利譲渡に該当するか

否かを問わない) よりも優先する。

2 権利譲渡が将来の国際的権益の登録の内容として記録されたときは、将来の国際的権益が国際的権益となり、権利譲渡が記録の時点に遡って優先するまでは、記録されていないものとして扱われる。

第14条 債権者に対する第三債務者の義務

1 債務者の権利が権利譲渡によって債権者に譲渡されたときは、第三債務者は、以下のすべてが満たされる場合に限って権利譲渡の効力を受け、債権者に対して支払その他の履行をする義務を負う。

(a) 第三債務者が債務者によりまたはその権限にもとづいて書面による権利譲渡の通知を受けたこと。

(b) 通知が債務者の権利を特定していること。

2 前項の適用に際して、債務者が権利譲渡によって担保された債務の履行につき不履行となった後に債権者が発した通知は、債務者の権限にもとづいて発せられたものとする。

3 第三債務者が支払いその他の義務の履行によって免責されるための他の条件にかかわらず、支払いその他の履行は、第1項の規定に従って行われた場合に、この関係において有効なものとされる。

4 本条の規定は、競合する権利譲渡の優先順位を左右するものではない。

第15条 権利再譲渡

1 第9条ないし第14条の規定は、債権者または保有者を譲受人または爾後の譲受人と読み替えて、債権者または爾後の譲受人による権利再譲渡に適用する。

2 宇宙資産に対する国際的権益に関連する権利再譲渡は、権利再譲渡を受ける者に対する国際的権益の譲渡の登録の内容としてのみ記録することができる。

宇宙資産を航空機と比較した時の最も大きな相違は、地上からの管制を離れた物件それ自体としては、ほとんど経済的価値がない点である。航空機であれば、操縦資格を持った操縦士の数は世界全体では相当多数に上るから、引き揚げた物件を別の路線に投入することは、それほど困難ではない。ところが、宇宙資産を運用するための管制施設や通信施設は数が限られており、

債務不履行(デフォルト)の発生後に、債権者がそうした施設の保有者を新たに探し出し、管制を委託しようとしても、実際的には難しいと予想される。また、衛星の打ち上げ前に衛星の所有者が債務不履行(デフォルト)に陥った場合には、債権者の手でその衛星を打ち上げなければならない事態も考えられるが、打上げ事業者もまた数が限られており、射場との適合性まで考えれば、同じ事業者に委託せざるを得ないであろう。

そこで、宇宙資産議定書では、債務者が管制施設保有者や打上げ事業者と締結していた契約を「債務者の権利」(debtor's rights)と名付け、宇宙資産とともに、国際的權益を設定した権利者(担保権者、所有権留保売主、レッサー)に対してそこから生ずる利益を付与することとした³⁹。これが、「権利譲渡」(rights assignment)という概念である。「債務者の権利」は宇宙資産そのものではないが⁴⁰、債権者・債務者間の合意によって権利譲渡の対象となり(宇宙資産議定書9条)、宇宙資産に対する国際的權益の登録(registration)の一部として国際登録簿に記録(record)がなされるのである(宇宙資産議定書12条)。なお、リファイナンス等の場合に、債権者が宇宙資産上の国際的權益とともに債務者の権利を譲渡する可能性もあるが、これは「権利再譲渡」(rights reassignment)と呼ばれ、権利譲渡と同様に取り扱われる(宇宙資産議定書15条)。

ところで、「債務者の権利」は「宇宙資産に関連して債務者になすべきまたはなすべきこととなる……一切の権利」と広く定義されているから、管制や打上げの委託にかかわる契約上の権利に限られるわけではない。宇宙資産に保険が付されている場合の保険金請求権や、宇宙資産のユーザーが契約に

39 PFI (Public Finance Initiative: 民間資金の活用による公共施設等の整備) の場合には、事業の継続に必要な契約について、金融機関に対する「契約上の地位の譲渡の予約」をしておくという実務があり(西村ときわ法律事務所編・前掲〔註29〕・672頁(前田博ほか))、「債務者の権利」の「権利譲渡」という発想は、そこからヒントを得たのではないかと想像される。

40 日本法の問題として考えた場合、宇宙資産の従たる権利(民法87条)にはあたらない場合が多いであろう(建物に対する権利が移転した場合には敷地の賃借権もこれに伴うという判例(最判昭和40・5・4民集19巻4号811頁、最判昭和47・3・9民集26巻2号213頁、最判昭和52・3・11民集31巻2号171頁)を前提とすれば、管制施設利用契約などは衛星の従たる権利と言えるであろうか)。

もとづいて支払う使用料に対する請求権などもこの定義に含まれる。これらの場合、「債務者の権利」は、日本法の場合で言えば、物上代位(民法372条・304条)に相当する機能を持つと考えられる。とりわけユーザーに対する使用料支払い請求権は、将来のキャッシュフローであるから、その「権利譲渡」とは、実質的には、宇宙資産だけではなく、そこから将来発生する収益をも債権者に引き渡すことを意味するわけである。このため、宇宙資産議定書は、資産担保金融というケープタウン条約が本来想定していた取引類型から、プロジェクトファイナンスに近づいているという評価もなされている⁴¹。

「権利譲渡」に関して、審議の過程で問題となったのは、ユーザーに対する使用料債権の権利譲渡に与えられる対抗力である。使用料債権の権利譲渡は、多くの場合、将来債権の譲渡になるであろうから、そもそもそれがどの程度まで認められるべきか⁴²、という点を含めていくつもの重要な論点があり得るが、宇宙資産議定書の場合、権利譲渡の記録は国際的権益の登録の一部としてのみ許容されるので、債務者の権利について、国際的権益の設定とは無関係に債権譲渡を受けていた譲受人には国際登録簿への記録によって自らの権利を守るすべがないことになり、問題は一段と深刻になる。意外にも、政府専門家会合では、国際登録簿を利用できない無関係な譲受人の不利益よりも、資産担保金融の資金提供者が、国際的権益の設定に加えて権利譲渡を受け、将来のキャッシュフローを完全に把握する利益の方が重要であるとの主張が強く、記録のない債務者の権利の譲渡が「権利譲渡に該当するか否かを問わ[ず]」、国際登録簿に記録された権利譲渡の方が常に優先すると明記

41 しかし、船舶のファイナンスでも船舶そのものだけではなく、備船料債権を譲渡担保に供することが行われている(西村総合法律事務所編『ファイナンス法大全(下)』445～446頁(柏倉栄一)[2003年]、加藤伸樹「船舶造船時の融資とその留意点」銀行法務21・719号8頁[2010年])。結局のところ、資産担保金融と言っても、資産が生み出す収益(キャッシュフロー)を捕捉する方法として、債務者が顧客と締結している既存契約を利用する方が確実な場合もあれば、債権者が新規に顧客を開拓することによってキャッシュフローの回収が容易に見込める場合もあるということであろう。

42 たとえば、日本の判例は、将来債権の譲渡契約も、譲渡の目的とされる債権が特定される限り原則として有効であり、諸事情を総合的に考慮して、譲渡人の営業活動に著しく不相当な制限を加えるときや、他の債権者に不当な不利益を与えるときなど、特段の事情が認められる場合には、公序良俗に反するなどの理由により無効となることがあるとしている(最判平成11・1・29民集53巻1号151頁)。

された(宇宙資産議定書13条1項)⁴³。すると、宇宙資産議定書が適用され得る宇宙ビジネスにおいては、将来債権の譲渡のみを担保とした融資(いわゆる債権流動化スキーム)は事実上採用できず、資金提供者は必ず宇宙資産に国際的権益を設定して、それと併せて債務者の権利の権利譲渡を受ける形態(資産担保金融のスキーム)を取る必要があるということになろう⁴⁴。

(3) 公法上の権利(許認可)

宇宙資産議定書

第1条 用語の定義

2 本議定書において次の用語は以下に定める意義を有する。

(f) 「免許」(licence)とは、宇宙資産を製造し、打上げ、制御し、使用もしくは操作することについて、または軌道位置を利用することもしくは電磁的信号を宇宙資産からおよびこれに向けて通信、発信もしくは受信することに関連して、国内的または政府間その他の国際的な組織または機関が規制主体として付与もしくは発行し、またはその権限にもとづいて付与もしくは発行される、許可、免許、承認、コンセッションまたはこれらと同等の文書を言う。

衛星等の管制には無線通信を必然的に伴うが、どの国でも、電波の利用は許認可に服している。また、宇宙活動に関する国内法を持つ国も最近では増えてきており、その中には、衛星の運用という行為自体について許認可の制度を導入したところもある⁴⁵。従って、宇宙資産の経済的価値を把握するため

43 日本でも、債権法改正の議論の中で、将来債権を譲渡した譲渡人の地位が譲渡後に変動した場合の債権譲渡の対抗力という形で議論がなされている論点に関係する(法制審議会民法(債権関係)部会資料9-2「民法(債権関係)の改正に関する検討事項(4)詳細版」32頁以下)。ただし、日本の民法改正の議論の中では、将来債権(たとえば不動産の賃料債権)の譲渡が先行し、対抗要件を具備していることが想定されているが、宇宙資産議定書の場合には、そもそも先行する債権譲渡に対抗要件を具備する余地がないという点で、議論の前提が大きく異なる。

44 政府専門家会合がこのような結論を取った理由は、国際登録簿に登録した債権者が常に優位することを明記した方が、取引の安定性に資するというものである(Unidroit 2010 - C.G.E./Space Pr./4/Report, para.34)。その背景には、途上国等を含めて考えた場合に、債権譲渡に関する国内法上の対抗要件制度が適切でわかりやすいものであるという保証がなく、対抗力の問題は国際登録簿に一元化した方がよいという政策判断があるように思われる。

45 たとえば、フランスの宇宙活動法4条。日本でも、宇宙開発戦略専門調査会の宇宙活動

には、管制施設保有者との契約等の「債務者の権利」を確保するだけでは、実は、十分とは言えない。

そのため、ある時期までは、債務者（現在の宇宙資産の運用者）が取得した許認可を「関連権」（related rights）と名付け、「債務者の権利」と同様に権利譲渡の対象とすることが検討されていた。しかし、こうした許認可は公法上の権利であるから、そもそも契約当事者間の合意で移転できるものではないという問題点が、多くの国から指摘された。また、仮に関連権の権利譲渡という制度を設けたとしても、譲受人は無条件に許認可を承継できるわけではなく、許認可の要件を満たしているか否かの審査を改めて受けなければならないのであり、「譲渡」といっても、実質的には、第三者との競願にならない優先的な申請者としての地位を取得できるという程度の意味しかない⁴⁶。そこで、現在の草案では、「関連権」という概念は放棄され、逆に、国際的権益の実行に対して、各国は公益上の観点から制約を付し得るという規定が置かれている（宇宙資産議定書27条2項。後述3（4））⁴⁷。

(4) 条約・議定書の適用範囲

本体条約

第1条 定義

この条約において、文脈により他の解釈を要する場合を除くほか、次の用語は各号に掲げる意味で用いる。

に関する法制検討ワーキンググループは、宇宙活動法を立法する場合には、宇宙物体の打上げ等と並んで、人工衛星の管理について国の許可を必要とすべきであるとしている。「宇宙活動に関する法制検討WG報告書〈中間取りまとめ〉」（平成22年3月）参照。

46 青木節子「宇宙物件に関する担保権統一と国際宇宙法」国際法外交雑誌101巻4号38頁〔2003年〕、小塚「制度的条件」〔前掲・註2〕・47頁、小塚「法的インフラストラクチャー（上）」〔前掲・註1〕・18頁。

47 許認可自体の移転という考え方が適切でないとしても、当事者間において、債務者は、権利を実行した債権者が新たな許認可を取得できるように協力する義務を負うという規定を置くことが検討されたこともある。これは、債権者による権利の実行を妨害してはならない義務の一種であると解され、それなりに合理性はあるが、どの程度まで「協力」すれば足りるのか等、解釈論上、難しい問題を生ずる原因となるという懸念が各国から示され、結局、削除された。現在の宇宙資産議定書の条文案において、16条が欠番となっているのはこの結果である。

(n) 「国内取引」とは、第2条第2項(a)号から(c)号までに掲げる種類の取引であって、当該取引の全当事者の主たる利益の中心及び関係する対象物件が、契約締結時同一の締約国に所在する(対象物件については、議定書が規定する所在による。)ものをいい、かつ、当該取引により設定された権益が第50条第1項により宣言している当該締約国の国内登録に登録されている取引をいう。

第3条 適用範囲

- 1 この条約は、国際的権益を創設又は発生させる本契約の締結時に、債務者が締約国に所在している場合に適用されるものとする。
- 2 債権者が非締約国に所在している事実は、この条約の適用可能性について影響しないものとする。

第50条 国内取引

- 1 締約国は、議定書に対する批准、受諾、承認又は加入の際に、全部又は一部の種類の対象物件につき、当該締約国に関して国内取引とされる取引にこの条約を適用しない旨を宣言することができる。
- 2 前項にかかわらず、第8条第3項、第9条第1項、第V章、第29条その他登録された権益に関するこの条約の一切の条項は、国内取引に適用される。
- 3 国際登録簿に国内権益の通知が登録された場合には、その権益保持者の第29条のもとでの優先効は、その権益が準拠法のもとで譲渡又は代位により第三者に帰属したという事実によっては影響されない。

宇宙資産議定書

第1条 用語の定義

3 選択肢A 条約第1条第2項(n)、第43条、第51条第1項および本議定書第23条において、宇宙資産が地上にないときは、物または宇宙資産が所在し、存在しまたは管制される領域を有する締約国は、その宇宙資産のミッション操作センターが所在する国を言うものとする。

選択肢B 条約第1条第2項(n)、第43条、第54条第1項および本議定書第23条において、宇宙資産が地上にないときは、物または宇宙資産が所在し、存在しまたは管制される領域を有する締約国は、その宇宙資産が管理される領域を有する国を言うものとする。

選択肢C 条約第1条第2項(n)、第43条、第54条第1項および本議定書第23条において、宇宙資産が地上にないときは、物または宇宙資産が所在し、存在または管制される領域を有する締約国は、月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約(1967年宇宙条約)において宇宙資産が登録されている締約国を言うものとする。

宇宙資産議定書に固有の問題ではないが、ケープタウン条約は、債務者が締約国に所在するときに、適用される。債権者の所在国は問題とならない(本体条約3条)⁴⁸。

このため、「ケープタウン条約を利用して衛星や航空機の輸出を進めるためには、日本が批准する必要はなく、輸出先として想定される途上国に批准を働きかければよい」と言われることが、しばしばある。しかし、これは条約の適用範囲という法律上の論点と、条約から期待される経済的な利益を確保するための方策という問題とを混同した議論である。たしかに、債務者(衛星オペレーター等)の所在国が当事国であれば、ケープタウン条約の適用は認められる。しかし、その事實は、日本が当事国となっていない限り、日本の裁判所において法的な意味を持たない。従って、債務者(衛星オペレーター)が、たとえば債権者の側に追加融資に応じない等の契約違反があると主張し、それを抗弁として債務の弁済を拒んだ場合には、債務者の所在国に出向き、その国の裁判所等を利用して債権回収を図らざるを得ない。仮にそのような対応を取ったとしても、債務者が日本の裁判所に対して債務不存在確認訴訟を提起すれば、日本の裁判所はケープタウン条約に拘束されないのであるから、日本法にもとづく判断を下したり、ケープタウン条約の規定の一部が日本の強行法規と抵触するとして、その規定を排除した形で条約を適用したりする可能性がある。従って、衛星等の輸出者としてケープタウン条約がもたらす利益を十分に享受しようとするのであれば、日本も条約と議定書を批准し、当事国となっていなければならないのである⁴⁹。

48 そのため、日本が本体条約および航空機議定書を批准していないにもかかわらず、航空機上の国際的権益の国際登録簿(前出・註16参照)には、日本企業が債権者として多数登録されている。

49 本文に述べた点を前提とした上で、債務者の所在国を基準に条約の適用可能性を定め

ところで、ケープタウン条約を批准する国は、自国内で完結する「国内取引」については適用除外とする旨の宣言をすることができる(本体条約50条1項)。ここに言う「国内取引」に該当するためには、「取引の全当事者の主たる利益の中心」と対象物件が、契約締結時にその国に所在していなければならない(本体条約1条(n)⁵⁰)。この適用除外宣言は、鉄道車輛議定書との関係で、市内を循環する路面電車などを念頭において認められたと言われるが、宇宙資産議定書についても、適用は排除されていない⁵¹。そこで、宇宙資産が「所在する」(located)とはいかなる意味かが問題となっている。宇宙資産議定書1条3項に掲げられた三つの選択肢は、この点に関し、みなし規定を置いて問題を解決する目的で提案されているものである。

ここで、これらの提案が、宇宙資産の所在地が問題となる他の規定にも同一の基準を適用するという前提で作られている点には注意を要する。なぜなら、列挙されている規定のうち、裁判所の管轄等に関する規定(本体条約43条、宇宙資産議定書23条)については、宇宙資産に対するアクセスの手段を提供できる国を所在国とみなす考え方に合理性があるが、「国内取引」を適用除外にするか否か(本体条約1条(n))や、権利者の救済の種類についての選択(本体条約54条1項)は、政策的な判断にかかわる問題であり、それが具体的な管制操作の行われる国の政策判断であるべきだとは考えにくいからである。言い換えれば、この提案はいずれも、性質の異なる複数の問題を単一のみなし規定によって解決しようとする点にそもそも無理があるとい

るという本体条約3条の規定には、実務上、大きな意味がある。衛星や航空機の輸出は代金も巨額に上るため、それを融資によって調達するのであれば、複数の金融機関がシンジケートローンを組む形になることが多いと予想されるが、そのような場合に、シンジケートに参加した金融機関のうちの1行が締約国でない国に所在していたとしても、取引全体についてケープタウン条約が適用されるというメリットがあるからである。

50 条文案のすべての選択肢に1条「2項」(n)と記載されているのは、誤記と思われる。

51 もっとも、宇宙資産については、そもそも「国内取引」の定義を満たす状況は想定し難いとの指摘もある(Roy Goode, *Convention on International Interests in Mobile Equipment and Protocol Thereto on Matters Specific to Aircraft Equipment: Official Commentary*, Revised Edition, para. 4.313 (Rome, 2008))。しかし、国家機密にかかわる衛星の場合等を考えると、自国の関係者のみが関与しているとの理由でケープタウン条約の適用を排除する余地は、残しておいた方がよいように感じられる。

う印象を禁じ得ない。

そのような前提で各提案を見ると、まず、選択肢Aは、宇宙資産の具体的な管制操作を行う国をその所在国とみなすものであるから、政策的判断にかかわる規定には適切ではない。また、「ミッション操作センター」(mission operation centre)の意味内容によっては、一つの宇宙資産について一つしかないとは限らないから⁵²、前提となる理解自体にも疑問があり得る。他方、選択肢Cは、宇宙物体の登録国に管轄権を認めるという宇宙条約8条⁵³と整合的であり、政策判断の主体という点では適切に見えるが、宇宙条約8条は、登録国による裁判管轄権の独占まで意味するわけではないと思われるので⁵⁴、裁判管轄にかかわる規定との関係では妥当ではないであろう。このように考えてくると、選択肢Bの「宇宙資産に対する管理が行われる領域(territory from which the space asset may be controlled)」というやや漠然とした文言を採用し、適用される場面に応じて、その内容に異なる解釈を与える余地を残すあたりが適切ではないか。

2 国際的権益の設定等

(1) 設定契約・売買契約

本体条約

第7条 形式的要件

この条約において、ある権益を創設又は発生する本契約が以下の全要件を満たす時に、その権益は国際的権益とされる：

- (a) 書面であること；

52 たとえば、日本でJAXAが打ち上げた衛星は、その位置によってはノルウェーやチリの地上局に通信を委託する時間帯もあるが、だからと言って、ちょうどその時間帯に融資契約が締結されれば衛星はチリに所在していたとみなされ、国内取引にあたらなくなるという取り扱いが適切であるとは言えないであろう。

53 この原則を国内法に明記した国もある(たとえばロシア連邦の「宇宙活動に関する連邦法」17条2項)。

54 民事の事件では、裁判所が外国人・外国法人や外国籍の船舶・航空機等に対して裁判権を行使できることは、各国に共通の原則である。宇宙物体の登録は、船舶や航空機の登録と異なり、国籍を付与するものではないとされているのであるから、それにもかかわらず、船舶の場合にも認められていない裁判権の独占が宇宙物体の登録国に認められるとしたら、きわめて奇妙である。

(b) 対象物件に関し、担保権設定者、条件付売主又は貸主が処分権限を有していること；

(c) 議定書に従って対象物件を特定することが可能であること；及び

(d) 担保契約の場合は、被担保債務を特定することが可能であること。
但し、確定額又は極度額を明示する必要はないものとする。

宇宙資産議定書

第5条 売買契約の方式、効力および登録

1 本議定書において売買契約とは、以下の条件を満たすものを言う。

(a) 書面によること。

(b) 売主に処分権限のある宇宙資産に関するものであること。

(c) 本議定書に従って宇宙資産を特定していること。

2 売買契約は、その定めるところにより、宇宙資産に対する売主の権利を買主に移転する。

3 売買契約の登録は無期限に効力を有する。将来の売買の登録は抹消される時まで、登録中に期間が示されている場合はその満了の時まで、効力を有する。

第6条 代理権

何人も宇宙資産に関して、本契約または売買契約を成立させ、条約第16条第3項に定められた登録を行い、ならびに条約の下における権利および利益を主張することを、代理、信託または代表権限によってなすことができる。

第7条 宇宙資産の特定

1 条約第7条(c)号及び本議定書第5条の適用に際して、宇宙資産を特定するためには、以下の要件を含む宇宙資産の記載をもって足りるものとする。

(a) 品目による宇宙資産の記載

(b) 種類による宇宙資産の記載

(c) 本契約が現在及び将来の全ての宇宙資産に及ぶ旨の記述

(d) 本契約が、特定の品目又は種類を除く現在及び将来の全ての宇宙資産に及ぶ旨の記述

2 条約第7条の適用に際して、前項に基づいて特定される将来の宇宙資産における権益は、担保権者、条件付売主または賃貸人が当該宇宙資産の処

分権限を取得した時に、何らの移転行為なくして国際的権益となる。

第8条 準拠法の選択

- 1 本条は、締約国が第40条第1項にもとづく宣言を行わないかぎり適用される。
- 2 本契約、売買契約、権利譲渡または権利再譲渡、関係する保証契約または劣後契約の当事者は、契約上の権利および義務の全部または一部についての準拠法に関して合意することができる。
- 3 反対の合意がないかぎり、前項に言う当事者の選択した準拠法とは、指定された国の国内法を言い、その国が複数の領域単位から構成される場合には指定された領域単位の国内法を言う。

ケープタウン条約および宇宙資産議定書では、国際的権益の成否についての予測可能性を可能な限り高めるために、その設定契約をめぐる紛争の原因となりがちな問題について、あらかじめ、明確なルールを定めることとした⁵⁵。契約の成立要件や代理権、準拠法の合意に関する一連の規定が、それである。宇宙資産議定書においては、売買契約の登録も認められているので（主として倒産手続との関係で意味を持つ。後述4（2））、売買契約の成立要件も定められている。

なお、設定契約・売買契約とも、対象となる宇宙資産を個別に指定する方式だけではなく、特定の種類（シリーズ等）を指定する契約や、「債務者の所有する宇宙資産すべて」といった契約も有効と認められる。ただし、米国の統一商事法典第9編（Uniform Commercial Code Article 9: UCC §9）とは異なり、ケープタウン条約の登録簿は物件を単位として編成されるから、国際的権益や売買を登録する段階では、個別の物件（宇宙資産）を特定しなければならない（宇宙資産議定書30条。後述四2）。

55 こうした内容の明確な規範（「ルール」）を定めておくことの重要性について、佐藤＝座主・前掲〔註15〕・135～137頁参照。

(2) 登録の効力

本体条約

第29条 競合する権益の優先順位

- 1 登録された国際的権益は、その後に登録された他のあらゆる権益及び未登録の権益に対して優先効を持つ。
- 2 前項で優先する権益の優先効は、次の場合についても適用される。
 - (a) かかる権益を取得又は登録した時に、他の権益の存在を実際に知っていた場合；及び
 - (b) かかる権益の保持者が、他の権益の存在を知って対価を付与した場合。
- 3 対象物件の買主は、次の条件に従ってその権益を取得する：
 - (a) その権益取得時に登録されている権益の制限を受ける；及び
 - (b) 未登録の権益は、たとえその存在を知っていても制限を受けない。
- 4 対象物件の条件付買主及び借主は、次の条件に従ってその権益を取得する：
 - (a) 当該条件付売主又は貸主の有する国際的権益の登録前に登録されている権益の制限をうけること；及び
 - (b) その時点で登録されていない権益は、たとえその存在を知っていても制限を受けないこと。
- 5 この条のもとで競合する権益又は権利の優先効は、権益の保持者間の合意によって変更できる。但し、劣後された権益の譲受人は、その譲渡が行われた際にその合意に関する劣後が登録されていない場合は、劣後合意に拘束されない。
- 6 この条により対象物件の権益に与えられる優先効は、その代替物に及ぶ。
- 7 この条約は；
 - (a) 対象物件以外で対象物件への装着前の物件の権利に関し、その権利が準拠法のもとで装着後も存続する場合は、その保持者に影響を与えないものとする；及び
 - (b) 対象物件以外で対象物件に装着されていた物件に関し、準拠法のもとである権利が創設される場合は、その権利の創設を禁じるものではない。

第31条 譲渡の効力

- 1 当事者が別途合意しない限り、第32条に従った付随権の譲渡は以下を

譲受人に移転する

(a) 関連する国際的権益；及び

(b) この条約による譲渡人の一切の権益及び優先効。

2 この条約は、譲渡人の付随権の部分的譲渡を妨げるものではない。かかる部分的譲渡の場合、譲渡人と譲受人は前項の関連する国際的権益に関しそれぞれの権利を合意することができるが、債権者の同意がなければ債務者に不利な影響を与えないものとする。

3 第4項の条件に従い、準拠法は、債務者が譲受人に対して有するすべての抗弁及び相殺権を決定する。

4 債務者は、何時といえども書面による合意によって、譲受人の側の詐欺的行為により生じる抗弁権を除き、前項に述べた抗弁と相殺権の全部又は一部を放棄することができる。

5 担保としての譲渡の場合、譲渡された付随権は、譲渡により担保された債務が消滅した時点でそれが存続している限りにおいて、譲渡人に復帰する。

第32条 譲渡の形式要件

1 付随権の譲渡は、以下の要件を満たす場合にのみ関連する国際的権益を移転する：

(a) 書面によること；

(b) 譲渡される付随権がそれが発生する契約との関係で特定できること；及び

(c) 担保としての譲渡の場合、その譲渡によって担保される債務が、議定書に従いしかし確定額や極度額を記載する必要なしに特定できること。

2 担保契約により発生した国際的権益の譲渡は、一部又は全部の付随権が共に譲渡されない限り効力を生じない。

3 本条約は、関連する国際的権益を移転しない付随権の譲渡には適用されない。

第33条 債務者の譲受人に対する義務

1 付随権と関連する国際的権益が第31条及び第32条の規定に従い移転された範囲で、その権利及び権益に関する債務者は当該譲渡に拘束され、譲受人に対し支払その他の履行の義務を有す。但し、下記要件が満たされた場合に限るものとする：

(a) 債務者が、譲渡人から又はその権限により書面による譲渡の通知を受けたこと：

(b) 当該通知が付随権を特定していること。

2 債務者の支払又は履行が債務者の債務を免除する他のいかなる根拠にもかかわらず、前項に従ってなされる支払又は履行は有効とする。

3 本条の規定は、競合する譲渡の優先効に影響を及ぼすものではない

宇宙資産議定書

第24条 優先順位に関する規定の変更

1 登録された売買による宇宙資産の買主は、未登録の権益について現実の認識を有していても、その後に登録された権益および未登録の権益を負担することもなく、当該資産に対する権益を取得する。

2 宇宙資産の買主は、その取得の時点で登録されていた権益を負担して、当該資産に対する権益を取得する。

第25条 譲渡規定の変更

条約第33条第1項は、(b)号に続けて次の規定を付加して適用する。

「および、(c) 債務者が、譲渡前にしたか否か、または譲受人を特定してしたか否かを問わず、書面により同意していること。」

第26条 債務者条項

1 条約第11条に定める債務不履行事由が生じていないかぎり、債務者は、以下の者との関係において、本契約に従って、宇宙資産の平穏な占有および使用の権利を有する。

(a) 債権者、および、条約第29条第4項(b)号の規定によりまたは買主として本議定書第24条第1項の規定により債務者が負担しない権益の保有者。ただし、債務者がこれと異なる合意をした場合、その合意の範囲内ではこの限りでない。

(b) 条約第29条第4項(a)号の規定によりまたは買主として本議定書第24条第2項の規定により債務者の権利または利益が負担する権益の保有者。この関係においては、その保有者が同意している範囲内に限る。

2 本契約が宇宙資産に関係する限りにおいて、本条約および議定書は、本契約の違反に対し債権者が準拠法の下で負う責任に影響を与えるものではない。

有効に成立した国際的権益は、国際登録簿に登録することができる。登録されると、その国際的権益は、未登録の国際的権益に優先する。そして、登録された国際的権益相互の優先劣後は、登録の順序によって決定される（本体条約29条1項）。この効力は、当事者が他の国際的権益の存在を知っていたか否かに影響されない（本体条約29条2項）。いうまでもなく、日本の不動産登記の効力（民法177条）と同様である⁵⁶。

宇宙資産議定書の下では、売買契約が登録されることもあるが、その場合、国際的権益の負担が付いた宇宙資産を買主が取得することになるのか否かも、買主としての登録と国際的権益の登録の先後によって決定される（宇宙資産議定書24条）。

ところで、ケープタウン条約では、「付随権」(associated rights) という用語が用いられている。付随権とは、「対象物件によって担保され又は対象物件に関連する本契約に基づき、債務者の支払その他の履行を請求できる権利」と定義されているので（本体条約1条(c)）、実質的に見て被担保債権に相当する債権のことである⁵⁷。付随権を譲渡すれば、日本法と同様に、担保の随伴性から、国際的権益も付随権の譲受人に移転する（本体条約31条）。このとき、付随権の債務者に対する対抗要件としては、書面による通知および債務者の同意が要求される（本体条約33条、宇宙資産議定書25条）。債務者の同意をも要求する宇宙資産議定書の規定は、航空機議定書に倣って設けられたものであるが、付随権が何重にも譲渡されて複数の通知が債務者に送付されるという事態を想定して、債務者は、自らが同意を与えた譲受人に対

56 本体条約29条2項は、日本の判例が対抗要件主義の例外を認める背信的悪意者のような場合にも、登録の順序によって国際的権益の優先性を決めるという趣旨であろう。起草者は、基準を明確にすることの重要性を強調しているからである（小塚「制度的条件」〔前掲・註2〕・69頁参照）。もっとも、筆者が政府専門家会合等に出席している際の印象では、欧州諸国の法律家（政府代表）は、制度設計の段階では正常な取引を前提として考えるべきであって、詐欺的な行為等を行う者に対しては、一般条項によって対処すればよいと考える傾向にある。したがって、「背信的」と評価できるほどの当事者が、何のペナルティもなく国際登録制度から利益を得られるのか否かは、実は、よくわからないところがある。

57 丁寧に言えば、担保契約の場合には被担保債権、所有権留保売買の場合には売買代金債権、そしてリース取引の場合にはリース料債権である。

して弁済すれば免責されることとしたのである⁵⁸。

なお、国際的権益が登録されても、債務者(A)は、債務不履行(デフォルト)に陥って権利の実行を受けるまでは、宇宙資産を使用し続けることができる(宇宙資産議定書26条1項(a)前段)。また、国際的権益が所有権留保売買またはリース取引にもとづくものであるとき、「債権者」である所有権留保売主またはレッサー自身(B)が資金調達をする目的で、同じ宇宙資産に債務者として担保権を設定したり⁵⁹、セール・アンド・リースバック取引によって資金を調達したりすることがあるが、その場合には、「債権者の債権者」(C)と「本来の債務者」(A)の関係が問題となる。宇宙資産議定書では、本来の債権者(B)の国際的権益が「債権者の債権者」(C)の国際的権益よりも先に登録されていることを条件として、本来の債務者(A)は、債務不履行(デフォルト)になっていない限り、宇宙資産の使用を継続できるものとした(宇宙資産議定書26条1項(a)後段・(b))。このような状況に備えて、実務上は、A・B間のファイナンス契約書に「平穏な占有特約」(quiet enjoyment clause)を挿入しておくが、これは契約当事者でないCとの関係では、その同意を得ない限り拘束力を持たないという問題点があるので⁶⁰、A・B間のファイナンス契約が先に国際的権益の登録を受けているならば、Cに対してもそうした特約を対抗することができることにしたものである⁶¹。

58 小塚「法的インフラストラクチャー(下)」〔前掲・註1〕・15頁。このような場合に、譲受人相互間では、先に国際的権益の譲受を登録した譲受人が優先する(本体条約35条)。しかし、債務者との関係では、その規定ではなく、債務者の同意が対抗要件となるのである。

59 所有権留保売買やリース取引の場合には、形式的には所有権留保売主またはレッサーが所有者であるから、それらの者が債務者となって宇宙資産上に担保権を設定することは妨げられない。

60 瀬野克久=岩瀬ひとみ「航空機オペレーティング・リース契約と実務(中)」金融法務事情1545号30頁〔1999年〕参照。

61 See Goode, *supra* note 51, paras. 4.186-4.196.

3 債務不履行時の権利の実行

(1) 権利の実行に関する原則

本体条約

第8条 担保権者の救済

1 第11条記載の債務不履行の事実が生じた場合、何時なされたかを問わず担保権設権設定者がその旨合意している場合で、かつ、第54条の締約国の宣言に従って、担保権者は下記のうち一又は複数の救済をうけることができる：

(a) 担保が設定されているいかなる対象物件につき、占有権又は支配権を取得すること；

(b) かかる対象物件を売却又はリースすること；

(c) かかる対象物件の管理又は使用から生ずる一切の収入又は利益を、回収又は受領すること

2 担保権者は、前項に代えて、前項記載の救済の認可又は命令を裁判所に申請することができる。

3 第1項(a)号、(b)号又は(c)号或いは第13条(=終局的な判断前の救済)に記載された救済は、商取引として合理的な方法により行使されなければならない。ある救済が担保契約の規定に従い行われた場合は、規定が明らかに不合理である場合を除き、商取引として合理的な方法で行使されたとみなす。

4 担保権者が、裁判所の命令によらずに第1項により対象物件を売却又はリースしようとする時は、下記の者に当該売却又はリースについて、書面により相当期間を有する事前通告をなすものとする：

(a) 第1条(m)項(i)及び(ii)記載の利害関係人；及び

(b) 担保権者に対し当該売却又はリースの開始より相当期間を有する事前通告をなした第1条(m)項(iii)の利害関係人

5 第1項のいかなる救済の行使により担保権者が回収又は受領した一切の金額は、被担保債務の弁済に充当しなければならない。

6 第1項のいかなる救済の行使により担保権者が回収又は受領した金額が、被担保債務の額に救済措置の行使に伴う妥当な費用を加えた額を超えた場合には、裁判所による別段の命令がない限り、担保権者は剰余額を、担保権者より後順位の登録がされている権益の保持者又は担保権者が通知を受けた権益の保持者に、その優先順位に従って分配しなければならず、残余がある場合は担保権設定者に支払わなければならない。

第9条 代物弁済；取戻権

1 第11条記載の債務不履行の事実の発生後、何時でも担保権者及び全ての利害関係人はその合意により、担保権の及ぶ全ての対象物件の所有権（又は担保権設定者が有するいかなる権益）を、被担保債務の弁済として担保権者に帰属させることができる。

2 裁判所は、担保権者の申立てにより、担保権の及ぶ全ての対象物件の所有権（又は担保権設定者がそこに有するいかなる権益）を、被担保債務の弁済として担保権者に帰属させる旨の命令を出すことができる。

3 前項の適用にあたり、裁判所は、かかる帰属によって弁済される被担保債務の額が、担保権者が利害関係人に対し行う支払いを勧案した後の対象物件の価値と合理的に相応する場合に限り、その申立を認めるものとする。

4 第11条記載の債務不履行の事実の発生後何時でも、しかし対象物件の売却又は第2項による命令のなされる前に、担保権設定者又は利害関係人は、被担保債務全額を支払うことにより、第8条第1項(b)号の担保権者により設定されたリースの負担付で担保権を消滅させることができる。債務不履行の後、債務者以外の利害関係人により全額の支払いがなされた場合は、その者が担保権者の権利に代位する。

5 第8条第1項(b)号による売却又は本条第1項又は第2項により移転する担保権設定者の所有権その他の権益は、第29条のもとで担保権者の担保権が優先権を有する他の権益の負担のないものとする。

第10条 条件付売主又は貸主の救済

所有権留保契約又はリース契約において第11条記載の債務不履行の事実の発生した場合は、条件付売主又は貸主は、

(a) 本契約を解除して本契約に関する対象物件の占有権又は支配権を取得することができる；又は、

(b) かかる措置のいずれについて認可又は命令を裁判所に申請することができる。

第11条 債務不履行の意味

1 債務者及び債権者は、何時でも、書面により、第8条から第10条まで及び第13条に記載される権利及び救済の行使原因となる債務不履行となる事項、又はその他の事項を構成する事項を合意することができる。

2 債務者と債権者がその旨合意しない場合、第8条から第10条まで及び第13条における「債務不履行」は、債権者が本契約のもとで期待できる事項を債権者から実質的に剥奪する不履行を意味する。

第13条 終局的な判断前の救済

1 第55条によりなされる宣言に従い、債権者が債務者の債務不履行の証拠を提出した場合、その請求の終局的な判断までの間で、債務者がその旨同意している場合に限り、締約国は、債権者がその請求をした下記の一又は複数の救済につき裁判所の命令の形で、迅速な司法救済を得させることを保証しなければならない：

(a) 対象物件及びその価値の保全；

(b) 対象物件の占有、支配、又は保管；

(c) 対象物件の移動を禁止すること；及び

(d) 対象物件のリース、又は、前(a)号ないし(c)号に該当しない対象物件及びその収入の管理。

2 裁判所は前項の命令をなすにあたり、以下の場合利害関係人を保護するため必要と考える条件を付することができる：

(a) 救済命令を執行するにあたり、債権者がこの条約又は議定書による債務者への義務を履行しない場合；又は

(b) 債権者が請求の終局的な判断の過程において、請求の全部又は一部の立証をしない場合。

3 第1項の命令をなす前に、裁判所はかかる要求の通知が利害関係人になされることを求めることができる。

4 この条のいかなる規定も、第8条第3項の適用を妨げるものではなく、第1項に記載される暫定的司法救済の利用可能性を制限するものではない。

第54条 救済に関する宣言

1 締約国は、議定書に対する批准、受諾、承認又は加入の際に、担保とされた対象物件がその領土内に所在するか、又はその領土内から支配されている限り、担保権者がその領土内で対象物件をリースできない旨を宣言することができる。

2 締約国は、議定書に対する批准、受諾、承認又は加入の際に、この条約の条項によって債権者に与えられる救済で、裁判所への申請を要する旨が明記されていないものについて、その行使に裁判所の許可を必要とする

か否かを宣言しなければならない。

宇宙資産議定書

第1条 用語の定義

2 本議定書において次の用語は以下に定める意義を有する。

(c)「保証人」(guarantor)とは、担保権設定契約における担保権者その他本契約上の債権者のために何らかの債務の履行を確実にする目的で、保証、要求払保証(ダイヤモンド・ギャランティー)、スタンドバイ信用状またはその他の形式による信用保険の供与または発行を行う者を言う。

第18条 宇宙資産の場合の不履行の救済規定の変更

1 条約第8条第3項は、宇宙資産には適用されない。宇宙資産については、条約が認めるいかなる救済も、商取引として合理的な方法で実行されなければならない。救済が本契約の条項にしたがって実行された場合には、その条項が明白に不合理である場合を除き、商取引として合理的な方法で実行されたものとみなされる。

2 担保権者が、売却または賃貸を行おうとすることを、利害関係人に対して書面により10営業日以上前に通知する場合には、条約第8条第4項に定める「相当期間を有する事前通告」を行ったものとみなす。ただし、担保権者と担保権設定者または保証人が、より長い事前通告期間を合意することを妨げない。

[3 他の債権者が利益を有する他の宇宙資産と物理的に結合されている宇宙資産に対する救済の実行についての規定を挿入する。]

第19条 権利譲渡及び権利再譲渡の場合の不履行の救済

1 譲渡担保として行われた権利譲渡の下において債務者が不履行に陥ったときは、条約第8条、第9条、第11条および第14条の規定は、次のとおり債務者と債権者の間の関係に適用する(債務者の権利との関係では、これらの規定が無形の権利に適用できる限りで適用する)。

(a) 被担保債務および担保権は、権利譲渡により担保される義務および権利譲渡により創設される担保権と読み替える。

(b) 物件は債務者の権利と読み替える。

2 譲渡担保として行われた権利再譲渡によって担保される債務の履行につき譲渡人が不履行に陥ったときは、前項の規定は、譲渡を再譲渡と読み

替えて適用する。

第21条 終局的な判断前の救済規定の変更

1 本条は、締約国が第40条第3項の規定に従って適用の宣言をなした場合に、その宣言において述べられた範囲内でのみ適用される。

2 条約第13条第1項において救済が「迅速」であるとは、救済の申立てがなされた日から、救済が申立てられた締約国の宣言において定められた日数の営業日内であることを言う。

3 条約第13条第1項は、(d)号に続けて次の規定を付加して適用し、第43条第2項は「第13条第1項(d)号」の後に「および(e)号」と挿入して適用する。

「(e) いずれかの時点で債務者と債権者が明示的に合意した場合には、売却およびそれによる代わり金の充当。」

4 前号にもとづく売却によって移転する所有権その他の債務者の利益は、条約第29条の規定により債権者の国際的權益に劣後する他のいかなる權益をも負担しない。

5 債権者と債務者その他の利害関係人は、書面による合意をもって、条約第13条第2項の適用を排除することができる。

国際的權益の実行方法は、ケープタウン条約の核心とも言うべき部分である。そして、すでに述べたように、その基本的な考え方は、当事者間の合意にもとづいて、可能な限り私的実行を認める点にある。

具体的には、担保契約にもとづく権利の場合には、占有の取得（日本法で言えば、差し押さえ）のほか、物件の売却・賃貸、および物件の使用から生ずる収益の取得（日本法で言えば強制管理）が救済手段として認められる（本体条約8条1項）。所有権留保売買およびリース取引の場合には、契約を解除した上で所有権にもとづく引き揚げを行うことが救済手段である（本体条約10条）。なお、これらの救済手段は「商取引として合理的な方法」によらなければならないが、ファイナンス実行時の契約において規定された救済手段は、規定の内容が明らかに不合理な場合を除き、「商取引として合理的」であるとみなされる⁶²。

62 本体条約8条3項は、担保契約にもとづく国際的權益の実行についてのみ、このこと

宇宙資産議定書の場合、「債務者の権利」について権利譲渡が行われている可能性があるが、これは国際的權益そのものではないから、国際的權益の実行に関する規定は、当然には適用されない。そこで、必要な規定が一括して準用されている(宇宙資産議定書19条)⁶³。

ところで、宇宙資産議定書18条3項に、角括弧(square brackets)を付して書かれた「……規定を挿入する」という奇妙な文言は、国際的權益の実行に関して、第1回の政府専門家会合以来ずっと論じられてきた問題がなお未解決であるという事実を示している。その問題とは、優先劣後関係のない複数の国際的權益が、実行しようとする相互に影響を及ぼす関係で成立している場合の取扱いである⁶⁴。宇宙資産に限ってこのような問題が生ずる理由は、「宇宙資産」の定義(前述1(1))に際して、衛星全体とそれに設定されたトランスポンダーというように、権利の対象となる物件が重層的に存在することを認めてしまったところにある。

簡単な例を挙げれば、衛星全体について債権者Xが国際的權益を設定した後、ペイロードについて債権者Yが国際的權益を設定した場合、XとYの関係は、登録の先後を基準とする本体条約29条の適用対象ではない。衛星全体とその上のペイロードは、それぞれ別個の宇宙資産なので、二つの権利は別々に登録されるためである。すると、債務者(衛星オペレーター)が債務不履行(デフォルト)に陥ったとき、Xが国際的權益の実行として衛星を現状のまま継続使用して収益を取得することを望み、Yが別の軌道位置に衛星を動かして新しい顧客と契約することを望んだとすれば、どのようにして両者の利害を調整したらよいかという困難に直面する。そして、このような問題は、実は国際的權益が重層的に成立する場合だけではなく、二つの宇宙資産が物理的に結合している(physically linked)場合には、広く発生する。

を規定しているが、宇宙資産議定書18条1項は、所有権留保売買およびリース取引を含むすべての救済に、この原則を及ぼしている。

63 現在は規定されていないが、宇宙資産議定書26条も準用する必要があるのではないと思われる。たとえば、管制施設運営者との契約にもとづく「債務者の権利」につき権利譲渡を受けた場合を想定すると、債務不履行(デフォルト)が発生するまでは、債権者がこの権利を行使できる理由はないからである。

64 小塚「衛星ファイナンスへ」〔前掲・註1〕・35頁以下。

1機の衛星上の複数のペイロードが、それぞれ異なる債権者のために国際的
 権益の設定を受けている場合や、ISSに取り付けられたラックが一つずつ別
 の国際的権益の対象となっているような場合などである。

実務家（審議の初期にはSWGのメンバー）や、実務界の意向を重視する
 米国は、この問題について特に規定を置かずとも、債権者間の合意（inter-
 creditor agreement）によって解決されると主張した。たしかに、X・Y間
 であらかじめ合意ができれば問題は解消するが、そのためには、XとYが互
 いの存在を知り得ること、そして債権者間合意を締結するインセンティブを
 適切に与えられていることが必要であろう⁶⁵。従って、何らかの規定があっ
 た方がよいと思われる。

規定を置くとした場合に、基本的な考え方としては、それぞれの債権者は、
 自己の国際的権益が対象とする宇宙資産に対してしか権利を及ぼし得ないと
 する方向で議論が収束しつつある⁶⁶。たとえば、衛星のペイロードのみにつ
 いて国際的権益を設定した債権者は、別の軌道を利用する顧客が見つかった
 からといって、衛星をその軌道まで移動するように要求する権利はないとい
 うことである。問題は、逆に、衛星全体について国際的権益を持つ債権者が、
 衛星を自由に移動させてしまうと、ペイロードについて国際的権益を設定し
 た債権者の利益を害する可能性があるが、それは認められるかという点であ

65 しかも、「債権者間の合意」として想定されているものは、実は、複数の債権者が同時
 に融資を行う場合の契約（すなわちシンジケートローン契約）のようである。シンジケ
 ートローン契約の中に、債権者間の利害を調整する規定が置かれることは当然である
 が（小塚荘一郎「わが国におけるシンジケートローン取引といわゆるメインバンク・シ
 ステム」上智法学論集50巻3号1頁〔2007年〕参照）、その場合には債権者間にもともと
 一定の関係が存在するのであるから、本文に述べたような、複数の債権者がまったく
 独立に国際的権益を設定したような状況についての解決として持ち出すのは不適當で
 であろう。

66 この問題に関連して、物理的には他の債権者に何ら影響を及ぼさないが、経済的には
 不利益を与える行為が、権利の実行として許されるかという問題も議論された。米国
 代表によれば、ホテルの暖房設備を担保として取得した担保権者が、債務者が不履行
 に陥ったため、権利の実行として暖房設備を持ち去る行為は、米国では適用に許容さ
 れる。これに対して、ドイツ代表は、ドイツであればそれは許されず、暖房設備なし
 で取り残されるホテルの所有者に対する不法行為が成立するであろうと反駁した。も
 っとも、債権者が暴力的な方法や違法な方法によって権利を実行してはならないこと
 は、ケープタウン条約の下でも当然なので（Goode, *supra* note 51, para. 4.85）、宇宙資
 産議定書においても、この点に関しては規定を置かないこととされた。

る。権利の実行に際しては、いかなる意味でも他の国際的権益を有する債権者に不利益を与えてはならないと考えるか、ペイロードに関する限度では同一の宇宙資産に複数の国際的権益が成立しているとして登録の先後により決定するか、により結論が分かれるであろう。ドイツは、前者の方向で条文を用意している模様であるが⁶⁷、それでコンセンサスが得られるかは疑わしい。国際的権益の設定対象が物理的に重複していれば、その範囲では、本体条約29条の問題になり、先に国際的権益の登録を受けた債権者が優先権を持つという後者の整理の方が妥当ではないか⁶⁸。

(2) 実行方法

宇宙資産議定書

第20条 データおよび資料の寄託

本契約の当事者は、債権者が宇宙資産の占有を取得し、管理を及ぼすまたは宇宙資産を操作することを可能にする目的で、第三者へのコマンドコードならびに関連するデータおよび資料の寄託について特段の合意をすることができる。

67 2010年10月のワーキンググループ非公式会合には、ドイツから次のような条文案が提出された。

「債権者は、被担保物件に対する条約第3章に従った不履行の救済を、その宇宙資産と物理的に結合している他の宇宙資産上に成立している国際的権益又はこれに関連する他の権利の現在の使用に〔機械的に〕影響を及ぼさない限りにおいてのみ、実行することができる。

第1項に定めるもの以外の被担保物件に対する不履行の救済は、次のいずれかの場合に実行することができる。

(a) その宇宙資産と物理的に結合している他の宇宙資産上に成立している国際的権益又はこれに関連する他の権利の権利者が、不利益を受ける範囲において同意を与えたとき。

〔(b) 債権者が、同等の機械的手段をとることによって、物理的に結合した宇宙資産の現在の使用に対する不利益を補償するとき。〕

68 厳密に言えば、先に登録を受けたのがペイロードのみに対する国際的権益を持つ債権者であれば、その権利は衛星バスには及ばず、後から衛星全体について国際的権益を登録した債権者は先の債権者の同意なくしてペイロードを移動させられないので、どちらも、衛星の物理的な移動を伴う救済は実行できないことになる。これとは逆に、衛星全体についての国際的権益が先に登録されていれば、後からペイロードのみについて登録を受けた債権者は、先の債権者による権利の実行を甘受しなければならない可能性があるが、そのことは登録の時点で予想できたのであるから、不当とは言えないであろう。

すでに打ち上げられた宇宙資産については、物理的に占有するわけにはいかないため、権利の実行として「占有の取得」を選択したときは、地上からの管制に用いるコマンドコード等を債権者が取得し、それによって間接占有を取得するしか方法がない。これを実現するためには、権利の実行が行われるまでは債務者がコマンドコードを管理しているが、債務不履行（デフォルト）が発生し、債権者が権利の実行を開始した時点からは、コマンドコードが債権者に引き渡されるという仕組みを作らなければならない。

そのための手法として、宇宙資産議定書は、コマンドコードをエスクロウ業者等に寄託 (placement) することを想定している (宇宙資産議定書20条)。このような手法は、コンピュータソフトウェアを担保とした融資に際してソースコードをエスクロウ業者に寄託するといった場面でも用いられているようであり、実務的にも十分に対応が可能だと思われる。

もっとも、コマンドコードだけを入手してみても、債務者に代わって現実に管制を開始するためには、管制施設を利用して宇宙資産との通信を行う手段がなければならない。そのために、管制施設運営者との契約を、「債務者の権利」の権利譲渡として取得しておく必要があるのである (前述1 (2))。宇宙資産議定書の実用性を高めるためには、このような「権利譲渡」のための標準書式を作成して、議定書の別紙とすることなども考えられてよいのではなかろうか⁶⁹。

(3) 保険者の利益との調整

宇宙資産議定書

第1条 用語の定義

2 本議定書において次の用語は以下に定める意義を有する。

[(jj) 「サルベージ権益」 (salvage interest) とは、宇宙資産に影響を与える事故後に保険金を支払った保険者が契約または法の適用によって取得し

69 航空機議定書は、航空機が登録されている国の航空当局に対する登録抹消および輸出許可の申請について、取消し不能な代理権授与証書 (Irrevocable De-registration and Export Request Authorisation: IDERA) のモデルを別紙として収録している。佐藤・前掲〔註5〕・18～19頁参照。

または取得することとなる、その宇宙資産についての所有権もしくは利益またはそれから生ずる資金に対する権利を言う。]

第2条

… …

4 本議定書の適用に際して、保険者が宇宙資産につき取得したサルベージ権益は、売買によって取得されたものとみなす。

5 条約の適用に際して、債権者が国際的権益を有する宇宙資産が付保されている場合に担保された事故に対する保険金を債権者に対して支払ったときは、保険者は、保険者のサルベージ権益の範囲において、債権者の付随権およびそれに関連する宇宙資産上の国際的権益ならびにその国際的権益の登録の内容として権利譲渡または権利再譲渡の下において債権者に譲渡される債務者の権利に代位するものとする。この代位権は、保険者が国内法または保険契約にもとづいて有する代位権を損なうものではない。

衛星をはじめとする宇宙資産には、通常、保険が付されている。そして、衛星に不具合等が発生した場合の保険金請求権は、「債務者の権利」の中の重要なものである。ところが、宇宙保険において必ず約款上規定されるサルベージ権の取扱いをめぐる議論が紛糾し、現在、残された論点の一つとなっている。

サルベージ権とは、衛星等の保険目的物に相当程度（たとえば8割）の損傷が発生した場合に、これを全損として扱い、保険金額を全額支払うという処理をした上で、残された利益（この例で言えば2割）に対する権利の全部または一部を保険者が取得するというものである。宇宙保険（いわゆる軌道上保険）の約款では、この場合に保険者が取得する利益として、衛星の所有権そのものの引渡し（所有権サルベージ (title salvage)）と、残された機能によって生み出される収益の一定割合の支払い（収益サルベージ (revenue salvage)）の双方を規定し、保険者が選択的に権利を行使できることとしている。実際には、全損に近い状態の衛星の所有権を取得してもメリットは小さいから、もっぱら収益サルベージが活用されている。こうしたサルベージ権の制度の法的性質は、日本法で言えば残存物代位（保険法24条）に近いが、

「保険の目的物の全部が滅失した場合」にあたるとは言いがたいにもかかわらず全損とみなす、という場合もあることと、収益サルベージが含まれることから、法律上の制度とは一応区別された、約款にもとづく権利と整理されている⁷⁰。

宇宙資産議定書は、国際的権益の登録および債務者の権利の「権利譲渡」の記録という制度しか予定していないので、所有権サルベージも収益サルベージも、それらの登録・記録された権益に劣後してしまうように見える。保険者は、2008年頃からこの問題を指摘し始め、所有権サルベージは売買契約の登録に準じて国際登録簿に登録を認めること、収益サルベージは代位による債務者の権利の取得として保護を与えられることを要求した（なお、ケープタウン条約は、国内法上有効な代位についてはその効力を承認する（本体条約38条））。政府専門家会合では、いったんその内容が承認され、サルベージ権の定義（宇宙資産議定書1条2項（jj））およびその効力に関する規定（宇宙資産議定書2条4項・5項）が設けられたが、その文言を精査する過程で、特に収益サルベージの規定は、かえって保険者を現状よりも有利な地位に置く結果とならないかという疑問が提起され、現在、ペンディングの状態にある。定義規定に付された角括弧はその趣旨であり、議論の状況からは、効力に関する宇宙資産議定書2条5項も、角括弧が付されていると見た方がよい（これに対して、2条4項の方はあまり異論がない）。

改めて考えると、サルベージの権利は、保険約款にもとづいて発生する、保険金支払い債務の抗弁にあたる。仮に、債権者が保険金請求権を「債務者の権利」の権利譲渡という形式であらかじめ譲り受けておき（現在の実務では、そこまで念を入れる債権者は多くないとも言われるが）、保険事故の発生時にその保険金請求権を行使するとしても、保険者はその際にも抗弁を主張できるから、宇宙資産議定書の下において、保険金の支払いに際してサル

70 残存物代位の制度自体が、全損処理という保険の制度を表す概念であって、文字どおり保険目的物の全部が滅失した場合に限定して理解するべきではないという見解もある（中出哲「残存物代位制度について」損害保険研究58巻4号228～229頁（1997年））。そのように緩やかな考え方をとるのであれば、サルベージ権は保険法上の残存物代位そのものだという事になる。

ページ権が主張できなくなるわけではないと思われる。しかし、何の規定も置かれないうままでは、所有権サルベージの場合に、その効果が十分に確保できないという問題がある。それは、債権者が同意して国際的権益の登録を抹消したとしても、保険者の立場で国際登録をすることができなければ、保険者は第三者に対抗できる形で所有権を取得するすべがないことに起因する。これに対して、収益サルベージの場合には、そうした問題は大きくない。保険者が取得する権利は、そもそも衛星オペレーターに対する請求権であり、第三者との対抗問題は発生しないからである。オペレーターが無資力になるリスクや収益が予想外に小さくなるリスクなどは、本来、保険者として織り込み済みのはずであろう。

問題をこのように整理できるとすれば、サルベージ権については、所有権サルベージの効力を確保する最小限の規定を置くことがよいと考えられる。現在の提案のうち、所有権サルベージを売買契約とみなして登録することを認める規定（宇宙資産議定書2条4項）は、この規定があれば、保険者は国際登録の順位の変更（本体条約29条5項）を活用して、保険金から満足を受けた債権者よりも高い順位に上がる可能性を享受できるから、必要にして十分である。これに対して、収益サルベージを代位として取り扱う規定（宇宙資産議定書2条5項）は、代位の効果として「債務者の権利」（ユーザーに対する使用料債権）を保険者が直接取得してしまうため、現在の実務よりも大きな利益を保険者に与える結果となり、他の債権者を害する危険がある。あえて言えば、サルベージ権が保険約款にもとづく契約上の抗弁であるという点を考慮して、この抗弁が、あらかじめ保険金請求権の権利譲渡を受けた債権者に対しても有効に主張できる（抗弁が切断されない）という内容の規定を考えてみてはどうであろうか。

(4) 公益との調整

宇宙資産議定書

第27条 救済の制限

1 本条は、締約国が第40条第1項の規定に従って宣言をなした場合にの

み適用される。

2 締約国は、その国内法に従って、条約第3章ならびに本議定書第22条の2にもとづくコマンドコード並びに関連するデータ及び資料の寄託を含む本議定書第2章に所定の救済が、規制されている物品、技術、データもしくはサービスの移転を伴いもしくは求めることとなり、または免許の移転もしくは譲渡もしくは新たな免許の取得を伴うこととなる場合には、その救済の実行を制限し、またはこれに条件を付すことができる。

[3 本議定書は、救済の実行が公共サービスの提供または維持の中断を惹き起こす場合に、公共サービスの提供または維持を確保することが国の重大な利益にあたるとして、締約国が救済の実行に制約を課すことを妨げるものではない。]

4 本条において、「規制されている」(controlled)とは、物品、技術、データまたはサービスの移転が政府の制限に服していることを言う。

[第27条の2 公共サービスに関する救済の制限

[選択肢A

1 条約第3章及び議定書第18条ないし23条の規定にもとづき、救済の実行が公共サービスの提供または維持の中断を惹き起こす場合、当該公共サービスが国家の重大な利益にあたるため、この提供または維持を要する宇宙資産に関しては、国家は権利の実行に異議を申し立てる権利を有する。

2 前項の規定にもとづき、国家が債権者に対し救済の実行について異議を申し立てた日から20日以内に、債権者は介入権を行使することができ、かつ関連する国家における関係するサービスの提供及び維持についての責任を引き受けること、またはサービスの提供及び維持を行う代理機関を指名することができる。

3 債権者が、前項の規定に従った救済を実行しない場合、第1項において債権者がその救済の実行することに異議を申し立てた国家は、以下のいずれかを行わなければならない。

(a) 債務不履行に陥った期間中に未払いである全額を債権者に支払うことで、債務者の債務不履行状態を治癒すること。

(b) 所有権を取得して宇宙資産を使用または管制し、かつ関連する国家における公共サービスの提供に関する債務者の義務に介入することにより債務者の義務を引き受けること。

4 第1項において債権者がその救済の実行することに異議を申し立てた国家は、前項に規定する権利を90以内に行使しなければならない。この期間を過ぎた後は、条約第3章及び議定書第18条ないし23条の規定に従い、債権者は関連する宇宙資産について、いかなる救済をも自由に行うことができる。

5 国家は、債権者による国際的権益の登録に先立ち、宇宙資産が、当該国家の重大な利益にあたる公共サービスを提供するために使用される旨、国際登録簿に通知されている場合〔または債権者による国際的権益の登録の後であったとしても、宇宙物体の打上げ後6カ月以内にそのような通知がなされた場合〕に限り、この条項に従い救済の実行に対し異議を申し立てる権利を有する。〕

[選択肢B

考え方

公共サービスの提供に関する契約上の義務は、債権者が宇宙資産に適用された条約に基づいて権利を行使する場合にも、宇宙資産の所有権が移転される場合にも、維持されなければならない。

この目的を達成するための二つの法技術的なアプローチ

I. 権利アプローチ

第…条

1 公共サービスの提供のための宇宙資産であって当事者がそう認めているものについては、条約第16条の規定に従い、通知によって登録することができる。

2 衛星の打上げ日以後6カ月以内になされた公共サービスリースの通知の登録は、それより先に登録された他の権利に優先する。

3 宇宙資産の所有権の移転は、売買によるか条約第3章及び本議定書第2章に定められた救済の実行によるかを問わず、先に登録されたリースの通知に従うものとする。譲受人は、リース契約における貸主の義務に拘束される。

4 第2項にもとづく通知によって登録されたリースであって、それより先に登録された融資契約に違反するものは、債権者の要求により、国際登録簿から抹消される。

II. 救済アプローチ

第…条

1 債権者は、公共サービスの提供または維持に使用される宇宙資産に関しては、公共サービスの提供または維持に関する債務者の契約上の義務に抵触する限りにおいて、条約第3条及び本議定書第18条ないし23条に規定される救済を実行してはならない。

2 前項の規定は、債務者が当該宇宙資産によって公共サービスを提供または維持する契約上の義務を負っている旨の通知が国際登録簿に登録されている場合であって、以下のいずれかの条件を満たす場合にのみ適用される。

(a) 登録が、救済を実行する債権者による当該宇宙資産上の国際的権益の登録に先立ってなされているとき。

(b) 登録が、債権者による国際的権益の登録の後であっても、宇宙資産の打上げの日から[6カ月]以内になされているとき。

ここに定める通知は、契約当事者または公共サービスの提供を受ける国家が登録することができる。]]

国際的権益を持つ債権者が外国の金融機関等である場合を想定すると、権利の実行として宇宙資産の占有の移転（コマンドコードの引渡しによる管制の取得）を認めれば、それは宇宙資産の輸出にあたる。すると、それを無制限に許容してよいかという疑問が生まれてくる。この問題も、政府専門家会合における審議の初期から繰り返し議論されてきた点である。議論を混乱させないためには、二つの、やや性質の異なる問題を区別しておくことが重要であろう。

第一は、国家安全保障や情報管理の観点から、宇宙資産の輸出やコマンドコードの移転が一定の制約に服するという点である。日本法で考えても、国際的権益の実行にも外国為替外国貿易法にもとづく輸出管理⁷¹を適用しなければならないことは、当然である。宇宙資産議定書27条2項・4項は、そうした国内法の適用を留保するという選択肢を議定書の批准国に認める規定で

71 外国為替及び外国貿易法48条、輸出貿易管理令1条1項・別表第一。なお、青木・前掲〔註46〕・39～40頁参照。

ある。なお、日本の法制上は問題にならないと思われるが、国際的権益の設定自体が安全保障規制の対象となる（担保権の取得が「みなし輸出」として扱われる）という法制を持つ国もあるようであり、その観点から、今後、この規定の適用対象を国際的権益の設定にも拡大する提案がなされる可能性もある。

第二に問題となっているのは、宇宙資産によって提供されているサービスが公共性の高いものである場合に、契約の不履行という民事取引上の問題を理由として、そのような公共的サービスが影響を受けてはならないのではないか、という点である。これは、第一の問題とは異なり、担保目的物の利用そのものを担保権の効力よりも優先させようという主張であるから、軽々に認められると、担保権の意味を失わせ、ひいては、資産担保金融の促進というケープタウン条約の目的そのものを阻害する。しかし、政府専門家会合では、金融機関に対するやや感情的な反発もあり、また、「公益を理由とする民事取引への介入」という形で抽象化すれば、第一の安全保障を理由とする規制と区別が付きにくいこともあって、一定の場合に国際的権益の実行が制約されることを、明示的に規定する必要性が相当強く主張されている。

しかし、一口に「宇宙資産による公共サービスの提供」といっても、その具体的な状況はさまざまである。リモートセンシング衛星が軍事目的で使われている場合と、電話網が未発達で衛星を利用した携帯電話が普及している場合とでは、公共性の程度も内容も異なる。バックアップサービスを提供する別の事業者が存在するか否か、オペレーターの所在国とサービスの受益国とが同一であるか否かなども、権利の実行を制約する必要性の程度に影響するであろう。そうだとすれば、公共サービスの提供を継続する必要性と、債権者の権利の要保護性や、債務者が弁済を履行しようとしなくなるというモラル・ハザードの抑止とのバランスを程よく図るための一般的な解が存在するとは考えにくい。

やや類似した問題として、PFI事業における事業主体（借入人）の不履行がある。この場合に、代替する事業主体を選定して事業を継続させるという

「ステップ・イン」の手法がとられるケースがしばしば見られ⁷²、UNCITRAL（国連国際商取引委員会）が作成したPFIガイドにも、これに関する記述がある⁷³。しかし、PFI事業の場合には、債権回収のために、事業を継続してキャッシュフローを維持することが債権者の利益になるという側面もあり、従って、新たな事業者の選定等のイニシアティブも金融機関がとる場合が少なくない。これに対して、金融機関の権利、とりわけ担保権の実行に制約を課すような契約（たとえば、金融機関は事実上の発注者である地方公共団体とあらかじめ協議する義務を負うと定める契約）については、その当否をめぐって、関係者間でも見解が分かれていると言われる⁷⁴。PFI事業の場合においても、サービスの公共性と契約の拘束力のバランスについて、一般的な解は存在しないのである。

そうだとすれば、この問題については、宇宙資産議定書の中には特段の規定を置かず、実務慣行の集積に俟つという対応が、最も現実的であり、かつ適切なのではないかと思われる。これは、日本政府代表が、政府専門家会合で繰り返し主張してきた考え方である。あるいは、きわめて一般的に、議定書の締約国は「公共サービスの提供または維持」を理由とした規制の適用を妨げられないという、安全保障規制の場合と同程度の規定を置くことも考えられる。後者は、現在、宇宙資産議定書27条3項として、角括弧を付して提案されている。

しかし、こうした提案は微温的とみなされ、何らかの規制が必要であるという考えの提唱者（ドイツなど）を納得させるには至っていない。そうした立場の側からは、公共サービスのために使用される宇宙資産であると識別されるものに関しては、国際的権益の実行に対して国家が異議を申し立てる権

72 赤羽貴＝高橋玲路「PFI事業契約の今日的課題点」金融法務事情1693号49頁〔2003年〕、
 柏木昇監修・美原融＝赤羽貴＝日本政策投資銀行PFIチーム編著『PFI実務のエッセンス』182～185頁〔2004年〕、山下明男「PFI金融・法務プラットフォーム協議会中間報告書の概要」金融法務事情1693号39～40頁〔2003年〕。

73 UNCITRAL Legislative Guide on Privately Financed Infrastructure Projects, paras. 140-150 (New York, 2001) .

74 PFI事業の課題に関する委員会「PFI事業の課題に関する検討報告書～直接協定の典型例について～」7頁〔2004年〕。

利を持つという提案(宇宙資産議定書27条の2選択肢A。同条選択肢Bの「Ⅱ. 救済アプローチ」も基本的には同趣旨)がなされている。これよりも債権者に対する影響が軽微な規制方法として、国際的権益の実行を阻止するための登録(一種の防護登録)を国家が行うことを認めるという案も検討された(宇宙資産議定書27条の2選択肢Bの「Ⅰ. 権利アプローチ」)。

こうした情勢の中で、議定書の採択を早期に実現するためには、ある程度の妥協もやむを得ないと判断したカナダ、米国等は、適用範囲をできる限り限定した形で権利の実行に対する規制を容認する方向を模索した。すなわち、①公共サービスが継続されなくなるような実行方法(軌道位置の変更など)のみを対象とし、それ以外の救済方法(たとえば、衛星の運用継続による収益の取得)は除外すること、②債権者にとっての予見可能性という観点から、宇宙資産を所有する債務者自身が公共サービスの提供契約の当事者である場合に限定すること⁷⁵、③債権者・債務者・公共サービスの受益国の間で合理的な解決に向けた協議が行われるためのプロセスが保障されること、を条件として、公共サービスに利用される旨が登録された宇宙資産については、権利の実行が一定期間(たとえば6ヶ月間)停止され得るという提案である。なお、この規定が適用される前提条件は「公共サービスに利用される旨の登録」であるが、この登録が国際的権益の登録よりも事後に行われてもよいのだとすると、債権者にとっては不意打ちになり、ファイナンス取引を著しく阻害するおそれがあると思われる。しかし、衛星の用途は打上げ後に定まるので、国際的権益の登録よりも先に公共サービスの登録が可能な場合は限られているとの反対も強かったため、この条件には角括弧が付されることとなった。

以上のような議論をふまえ、宇宙資産議定書27条の2について「選択肢C」が起草された。現状では、ワーキンググループの私案にすぎないので、条文案の脚注として記載されているが⁷⁶、第5回の政府専門家会合では、これが選

75 衛星所有者からトランスポンダーの利用権を得た通信事業者等が、国や地方政府と公共サービスの提供契約を締結した場合には、公共サービスとしての特例は認められないことになる。

76 Unidroit 2010 - C.G.E./Space Pr./5/W.P. 3, p.3, fn.5.

択肢 A・B に代わる唯一の条文案として採択される可能性が高いと予想される。

宇宙資産議定書 27 条の 2

選択肢 C

1 締約国の事業体であって、債務者又は債権者が支配する事業体と、締約国における公共サービスであると当事者が認識し、債務者が債権者との間で締結した本議定書の適用を受ける契約に係る宇宙資産に対するアクセス又はその使用を含むものの提供に関する契約を締結したものは、条約 16 条に従い、国際登録簿に、宇宙資産が公共サービスを提供している又は提供を予定している旨の告知を登録することができる。

2 前項に従って登録された告知の主題となるような宇宙資産に国際的権益を保有する債権者は、その宇宙資産に関して、その告知の対象となる公共サービスの中断をもたらすような条約第 3 章及び本議定書第 2 章に定めるいかなる救済の実行も、債務者が当該期間内に不履行を治癒しなければその救済を実行する意図の告知を条約 16 条に従って国際登録簿に登録してから、6 ヶ月の期間を経過するまでは、行うことができない。

3 登録機関は、前項に定める 6 ヶ月の期間の満了日を国家事業体に通知しなければならない。

4 前項に定める期間内においては、

(a) 債権者、債務者及び国家事業体は、公共サービスの継続を可能にする商取引上合理的な解決を見出すため、誠実に協力しなければならない。

(b) 国家事業体は、許可を発給する国の規制当局の債務者が参加することができる手続に、その国が締約国でない場合にはその国の規制当局の承認を条件として、参加することができる。

[5 第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、債権者は、第 2 項に定める期間内において国家事業体が第 1 項所定の契約上の義務を履行しなかったときは、条約第 3 章及び本議定書第 2 章に定める救済を実行することを妨げない。]

[6 第 2 項に定める債権者の救済の制限は、第 1 項に定める告知よりも前に登録された国際的権益に関しては、適用されない。]

選択肢 C は、さまざまな要素を考慮して到達した妥協点のように見えるが、

現実に適用しようとしても、不明確な要件が多すぎて困難を生ずるのではないと思われる。そうした要件の解釈をめぐって、紛争がますます混迷に陥る危険すらあろう。そのような危険性を嫌う金融機関は、ファイナンス取引の段階で、高いリスクプレミアムを要求する蓋然性が大きい。これでは、ケープタウン条約のそもそもの目的が阻害される。

従って、やや穏やかでない言い方になるが、この規定を使わずに取引を行う余地を確保しなければならないと考えられる。具体的には、まず、批准に際してオプト・インの宣言を行った国についてのみ適用される規定とした上で、さらに、オプト・インの宣言を行った国に所在する当事者との取引であっても、契約の中で排除できる任意規定とするという二重に選択的な規定とすることが考えられる。結局のところ、ファイナンス取引を行う金融機関から見れば、「公共サービスの特則」を持ち出さないというコミットメントがあれば取引条件を有利に設定するわけであるから、締約国がそうしたコミットメントを行う可能性と、取引当事者のレベルでそうしたコミットメントを行う可能性の双方を確保しておくといよいのではないかという趣旨である。この点は日本から強く主張して、いまのところ、選択肢Cに付された注という形で、議論の俎上に載っている。

4 債務者の倒産

(1) 倒産手続における国際的権益の効力

本体条約

第30条 倒産時の効力

- 1 国際的権益は、債務者の倒産手続開始前にこの条約に従って登録されていた場合、債務者に対する倒産手続において有効なものとする。
- 2 準拠法のもとで国際的権益を構成する権益が倒産手続において有効である場合、本条は、当該権益の倒産手続における有効性を毀損するものではない。
- 3 この条は、以下に影響を与えるものではない：
(a) 準拠する倒産手続上の行為又は詐害的譲渡としての取引否認の規定；
又は

(b) 倒産管財人の支配又は監督下にある資産に対する権利行使に関する手続上の規定。

宇宙資産議定書

第1条 用語の定義

2 本議定書において次の用語は以下に定める意義を有する。

(b) 「保証契約」(guarantee contact) とは、ある者が保証人として締結する契約を言う。

(d) 「倒産関連事象」(insolvency-related event) とは、(i) 倒産手続の開始、または、(ii) 債務者による支払停止の意思の表明または現実の支払停止であって、債権者の債務者に対して倒産手続を開始する権利または条約の下における救済を実行する権利が法または国家の行為により妨げられまたは停止されるもの、を言う。

(h) 「主たる倒産管轄国」(primary insolvency jurisdiction) とは、債務者の主要な利益の中心が所在する締約国を言い、反対の証明がない限りは、債務者の法令上の所在地、法令上の所在地がない場合には債務者が設立されまたは組織された場所がこれにあたるものとする。

第22条 倒産時の救済

1 本条は、主たる倒産管轄国である締約国が第40条第4項の規定に従って宣言をなした場合にのみ適用される。

選択肢A

2 倒産関連事象が発生したとき、倒産管財人または債務者は、次のうちいずれか早い方よりも以前に、第7項の規定に従って宇宙資産の占有または支配および管理を債権者に引き渡さなければならない。

(a) 待機期間の末日

(b) 本条が適用されなかったとしたならば債権者が宇宙資産の占有または支配および管理をすることができた日。

3 本条において「待機期間」とは、主たる倒産管轄国である締約国の宣言において定められた日数を言う。

4 本条中の「倒産管財人」に関する規定は、個人としてではなくその職責における地位について適用される。

5 債権者に対して第2項により宇宙資産の占有または支配および管理が与

えられるまでの間は、

(a) 倒産管財人または債務者は、宇宙資産を保存し、本契約に従ってそれを維持しかつその価値を保たなければならない。

(b) 債権者は、準拠法の下で申立てることができるその他のあらゆる仮の救済を与えられる権利を有する。

6 前項(a)号の規定は、宇宙資産を保存し、それを維持しかつその価値を保つための取り決めにもとづいて宇宙資産を使用することを妨げるものではない。

7 倒産管財人または債務者は、第2項に定める期間内に、倒産手続の開始によって発生する債務不履行事由を除くすべての債務不履行事由を治癒し、かつ本契約の下におけるすべての将来の債務を履行することに同意したときは、宇宙資産の占有または支配および管理を続けることができる。この場合において、将来の債務の履行を怠ったときは、再度の待機期間は与えられない。

8 条約または本議定書によって許される救済の実行は、第2項に定める日の後は、妨害または遅延してはならない。

9 本契約の下における債務者の義務は、債権者の同意なくして変更してはならない。

10 前項の規定は、倒産管財人が準拠法の下で本契約を終了する権限を持つ場合に、その権限を妨げるものではない。

11 条約第39条第1項の規定による宣言に掲げられた種類の合意によらない権利または利益を除いて、いかなる権利または利益も、倒産手続において登録された権益に優先しない。

12 本議定書第18条によって変更された条約の規定は、本条の下における救済の実行に適用する。

選択肢 B

2 倒産関連事象が発生したとき、倒産管財人または債務者は、債権者の請求により、第40条第4項の規定に従って締約国がなした宣言に定める期間内に、債権者に対して次のいずれかを行うか否かを通知しなければならない。

(a) 倒産手続の開始により発生する債務不履行事由を除くすべての債務不履行事由を治癒し、かつ本契約および関連する取引書面の下におけるすべての将来の債務を履行することに同意すること。

(b) 準拋法に従って宇宙資産の占有または支配および管理を取得する機会を債権者に与えること。

3 前項(b)号の準拋法においては、追加的な措置をとりまたは追加的な担保を提供するよう命ずる権限を、裁判所に与えることができる。

4 債権者は、その債権wを証明し、かつ国際的權益が登録されていることの証拠を提出しなければならない。

5 倒産管財人または債務者が第2項に従った通知を行わず、または債権者に宇宙資産の占有もしくは支配および管理を取得する機会を与えると宣言しながらそれをしなかったときは、裁判所は、その定める条件を付して、宇宙資産の占有または支配および管理の取得を債権者に許し、かつ、追加的な措置をとりまたは追加的な担保を提供するよう命ずることができる。

6 宇宙資産は、債権および国際的權益についての裁判所の決定が出されるまでの間は売却してはならない。

第23条 倒産手続の援助

1 本条は、締約国が第40条第1項の規定に従って宣言をなした場合にのみ適用される。

2 締約国であって、(i) 宇宙資産が所在する国、(ii) 宇宙資産を管理することができる国、(iii) 債務者が所在する国、または、(iv) その他宇宙資産に密接な関連性を有する国の裁判所は、第22条の規定の実施につき、締約国の法に従って、外国の裁判所および外国の倒産管財人と最大限可能な限り協力しなければならない。

倒産手続の特則は、航空機議定書においては、その大きな特徴として議論の対象になった規定であるが、宇宙資産議定書では、航空機議定書の規定をそのまま引き写しただけで、あまり関心と呼んでいない。まず、本体条約は、登録された国際的權益が倒産手続において有効であることのみを要求する(本体条約30条1項)。したがって、所有権留保やリースといった非典型担保も無担保債権として扱ってはならないが(その限度で、準拋法とされた国内法を変更する場合がある⁷⁷⁾、それ以上に、倒産手続においてどのような効

77 Goode, *supra* note 51, para. 4.207. 日本法上は、会社更生手続の中で所有権留保を更生担保権として処遇した裁判例があり(大阪地判昭和54・10・30判例時報957号103頁)、またリース契約についても、少なくともいわゆるフルペイアウト方式のファイナンス・

力が認められるかについては、倒産準拠法に委ねている。

その上で、宇宙資産議定書22条は、「選択肢A」又は「選択肢B」のいずれかを締約国が選択し、その適用を宣言することを認めた⁷⁸。「選択肢A」はいわゆるハード・ルールであり、倒産手続が開始しても、債権者は、原則として国際的権益を手続外で実行できる(選択肢A第8項)。すなわち、別除権としての処遇が与えられるわけである。また、更生計画等の中で、債権者の有する権利が変更されることはない(選択肢A第9項)。これに対して「選択肢B」は、倒産手続の開始時に、債務者または倒産管財人が不履行(デフォルト)事由を治癒するか債権者に宇宙資産を引き渡すかを表明する(選択肢B第2項)。表明された内容が実行されない場合には、権利者は、裁判所に対して、宇宙資産の占有取得等の救済を申し立てなければならない(選択肢B第5項)。いわゆるソフト・ルールである。

なお、締約国は、いずれの選択肢もとらず、本体条約どおりに倒産準拠法を適用してもよい。航空機議定書に関しては、選択肢Aを宣言しなければ適格宣言と認められず、OECDの航空機セクター了解に定めるケープタウン割引が受けられないので、選択肢Aを宣言して批准する途上国が続出し、それこそがケープタウン条約の核心であるかに見えた時期もあった。しかし、2009年に欧州連合(EU)が加入した際には、いずれの選択肢も宣言せず、EU内の権限分配に照らすと、加盟国がいずれかの選択肢を選択する余地はなくなると理解されている⁷⁹。

宇宙資産議定書23条は、債務者の倒産手続が国際的な広がりを持った場合の援助について定めた規定である。航空機議定書12条と同一の内容であるが、ここにも、「宇宙資産の所在地」が挙げられているので、前述(1(4))のみなし規定(宇宙資産議定書1条3項)が関係する点に留意が必要である。この規定との関係では、宇宙物体登録条約にもとづく登録国はほとんど意味

リース契約については、更生担保権として扱う実務が確立しつつあるようである(大阪地決平成13・7・19判例時報1762号148頁、東京地判平成15・12・22判例タイムズ1141号279頁、東京地判平成16・6・10判例タイムズ1185号315頁)。

78 小塚「受容」〔前掲・註2〕・66～67頁参照。

79 ユニドロワが2009年11月に行った「欧州共同体とケープタウン条約」というセミナーにおける結論である。DC9/DEP - Doc.8 (June 2010)。

を持たず、現実には管制が行われている国の裁判所の協力が必要になるとと思われる。

(2) 売買契約への適用

宇宙資産議定書

第4条 売買およびサルベージ権益に対する条約の適用

1 条約中の以下の規定は、国際的権益を創設または規定する本契約を売買契約と、国際的権益、将来の国際的権益、債務者および債権者をそれぞれ売買、将来の売買、売主および買主と読み替えて適用する。

第3条および第4条

第16条第1項(a)号

第19条第4項

第20条第1項(売買または将来の売買の契約の登録につき適用)

第25条第2項(将来の売買につき適用)

第30条

2 権利譲渡に関する本議定書の規定は、宇宙資産に関連して第三者が売主になすべきまたはなすべきこととなる支払その他の履行に対する権利の宇宙資産の買主に対する移転について、債務者および債権者をそれぞれ売主および買主と読み替えて適用する。

3 売買および将来の売買の契約については、条約第1条、第5条、第4章ないし第7章、第29条(ただし第29条第3項については本議定書第24条により置き換えられているため除く)、第10章、第12章(第43条を除く)、第13章及び第14章(第60条を除く)の一般的な規定もまた適用する。

… …

宇宙資産議定書4条は、航空機議定書に倣って、売買契約をも国際登録簿に登録できることとした。といっても、日本の民法177条のように、通常の二重譲渡のような場面について、登録の先後を基準として対抗力を決定するわけではない。このことは、「売買」に読み替えて適用される規定(宇宙資産議定書4条1項に列挙された規定)の中に、対抗力の原則を定めた本体条約29条が含まれていない点から、明らかである。

これに対して、倒産手続における国際的権益の有効性を定めた本体条約30条は、「国際的権益」を「売買」に読み替えて適用される。すなわち、売買契約の登録を認めることの実質的な意味は、倒産手続との関係における売買の有効性の承認、言い換えれば「真正売買 (true sale)」としての効果を一律に法定した点にある。1990年代末頃、米国では一定の要件を満たした資産担保証券について真正売買とみなし、倒産隔離 (bankruptcy remote) を法律上、確保するような連邦倒産法の改正が議論されたが、宇宙資産議定書4条は、航空機議定書3条にならって、議定書にもとづいて登録がなされる限り、売買はすべて真正売買とみなされ、倒産隔離を享受すると定めているわけである。

四 国際登録システムと権利の実現

四では、国際登録システムの運営と登録の手続についての規定を、三と同様に、本体条約と宇宙資産議定書の規定を対比しながら検討する。また、本稿の他の部分で取り上げる機会のなかった規定にも、便宜上、四3で言及する。

1 国際登録システム

本体条約

第17条 監督機関及び登録機関

- 1 監督機関は議定書により設置されるものとする。
- 2 監督機関は、以下の事項を行う：
 - (a) 国際登録簿の設立又は設立業務；
 - (b) 議定書が別に定める場合を除いて、登録機関の選任及び解任；
 - (c) 登録機関の変更の際に、国際登録簿の継続した効果的運営・業務に必要な権利が帰属し、又は、譲渡されることを確保する；
 - (d) 締約国と協議の上、議定書に従った国際登録簿の運営を扱う規則の作成又は承認及び公開の確保；
 - (e) 国際登録簿の運営に関する異議を監督機関になすことができる運営手続の確立；
 - (f) 登録機関及び国際登録簿の運営の監督；

(g) 登録機関の求めに応じ、監督機関が適切と考える指導を登録機関になすこと；

(h) 国際登録簿のサービス及び施設の利用料の体系の設定及び定期的見直し；

(i) この条約及び議定書の目的達成のための、効率的な通知を基礎とする電子的登録制度を確保するため必要な一切の事項；及び

(j) この条約及び議定書の責務の履行に関する締約国への定期的報告。

3 監督機関は、第27条第3項に引用される契約を含み、その役割を行使するため必要な一切の契約を締結することができる。

4 監督機関は、国際登録簿のデータベースや記録文書の全ての財産的権利を有する。

5 登録機関は国際登録簿の効率的運営を確保し、かつ、この条約、議定書及び規則により与えられた役割を履行する。

第28条 責任及び財政的保証

1 登録機関は、登録機関及びその職員の過誤又は不作為、或いは国際登録システムの不具合より直接生じた損失の、実損害の賠償責任を負う。但し、国際登録システムの不具合については、電子登録の設計及び運営（バック・アップ、システム・セキュリティ及びネットワークを含む。）の現在の利用での最良の慣行をもってしても回避できなかったやむを得ないかつ抗しがたい性質の事象により生じた場合は除かれるものとする。

2 登録機関は、登録機関が受領した、又は受領した態様で送達した登録情報の事実の不確実性について前項の責任を負わないものとする。また登録機関、その役職員又は使用人が責任がなく、かつ国際登録簿への登録情報の受領前に生じた情報、行為又は状況に関しても同様とする。

3 第1項の賠償金については、損害を被った当事者が、損害の原因を与え又は寄与した限度で減縮されるものとする。

4 登録機関は、議定書に従い監督機関が決定する範囲内で、本条の責任を付保する保険又は金融保証を付するものとする。

宇宙資産議定書

第28条 監督機関

1 監督機関は、その権限を行使する能力と意思があることを条件として、

ケーパタウン条約の宇宙資産議定書を採択する外交会議において指名される。

2 監督機関ならびにその役員および職員は、それらの者が国際組織等として適用を受ける規範の定めるところに従い、法的または行政的な手続からの免除を享受する。

3 監督機関は、署名国および締約国の指名した者であって必要な資格と経験を有する者の中から専門家委員会を設置し、監督機関による権限行使の補佐を委託することができる。

第29条 当初の規則

監督機関は、本議定書の効力発生の日に効力を生ずるように当初の規則を作成する。

第31条 登録規定の追加的な変更

3 条約第17条第2項(h)号に定める手数料は、国際登録簿の設立、運営および規制のための合理的な費用ならびに条約第17条第2項に定める監督機関の職務の執行、権限の行使および義務の遂行に関連する合理的な費用を回収するように決定されなければならない。

4 国際登録簿の集中的な稼働は、登録機関によって24時間運用されなければならない。

5 条約第28条第4項に定める保険または保証は、規則が定める限度において登録機関の責任を担保するものでなければならない。

6 条約の規定は、登録機関が、条約第28条の規定では登録機関が責任を負わないとされていることがらを担保する保険または保証を手配することを妨げるものではない。

国際登録システムは、完全にコンピュータ化され、24時間、世界のどこからでもオンラインでアクセスできるシステムとされる(宇宙資産議定書31条4項)。そのようなシステムを適切に維持するためには、IT企業に運営を委託する必要がある。この委託を受ける企業が登録機関(Registrar)であり、登録機関が運営する登録システムは国際登録簿(International Registry)⁸⁰と呼ばれる(本体条約17条5項)。

80 日本法上の登記所と制度上の機能が近いため、これを「国際登録所」とする訳し方もあ

登録機関の選任・解任をはじめとして、運営に必要な規則の制定、運営状況の監督、登録手数料の設定・改訂等を行うのは、監督機関 (Supervisory Authority) の役割である (本体条約17条2項)。登録機関が一定の期間を区切って選任され、国際登録簿の運営を委託されるのに対して、監督機関は、外交会議において指名され、永続的に宇宙資産議定書の監督機関としての任務を果たす (本体条約17条1項、宇宙資産議定書28条1項)。規則の制定や料金の設定などは、ケープタウン条約と宇宙資産議定書の仕組みに精通していなければ難しいから、署名国及び締約国から選任された専門家による委員会が設置され、実質的な審議を行うという体制がとられる (宇宙資産議定書28条3項)。

航空機議定書の監督機関はICAO (国際民間航空機関) が引き受けたが、ルクセンブルク議定書では、既存の国際機関ではなく、締約国の代表からなる独立の組織を設立して監督機関の任務を委ねることとされた (その事務局を、ユニドロワと国際鉄道運送政府間機関 (Organisation Intergouvernementale pour les Transports Internationaux Ferroviaires: OTIF) が務める)。宇宙資産議定書の場合は、いまのところ前者に近いイメージで、ICAOとITU (国際電気通信連合) に対して監督機関への就任の打診がなされている。ICAOはこれまで宇宙法の分野で実績を持っていないので、やや意外感があるが、米国ではロケットの打上げ免許を連邦航空局 (Federal Aviation Authority: FAA) が発給しているように、民間航空と民間宇宙飛行を連続的にとらえる考え方には、十分な理由がある。

ところで、ユニドロワは、当初、国連の宇宙部 (United Nations Office for Outer Space Affairs: OOSA) に対して監督機関への就任を打診したのであるが、度重なる懇請にもかかわらず、国連は民間事業者の利益を目的とする活動を行わないとの理由で拒絶された。こうした経緯に照らすと、将来的には、OOSAが事務局を務める国連の宇宙平和利用委員会 (United Nations Committee on the Peaceful Uses of Outer Space: COPUOS) は、宇宙活動

るが (増田=垣内・前掲〔註31〕など)、完全にオンライン化されたシステムであって、物理的な窓口は存在しないことから、電子化された登録簿だけが存在しているとらえて、本稿では、「国際登録簿」と訳している。

の基本的な枠組みを設計する場ではあっても、そうした枠組みの上で行われる民間宇宙活動は直接の所掌に含まれない、という整理がなされることも想定される。すると、国際登録システムの監督機関となった国際機関が、しばらくすると民間宇宙活動を所掌範囲に収めていたという可能性も、皆無とは言えないであろう⁸¹。

2 登録手続き

本体条約

第16条 国際登録簿

1 下記の登録のために、国際登録簿が設立される：

- (a) 国際的権益、将来の国際的権益及び登録可能な非諾成的権利又は権益；
- (b) 国際的権益の譲渡及び将来の譲渡；
- (c) 準拠法のもとでの法の定め又は契約の代位による国際的権益の取得；
- (d) 国内権益の通知；及び
- (e) 前各号に引用される権益の劣後化。

2 対象物件及び付随権の範疇毎に異なる国際登録簿を設置することができるものとする。

3 この章及び第5章において、適切な場合は、「登録」は登録の変更、延長又は抹消を含むものとする。

第18条 登録要件

1 議定書と規則は、対象物件特定のための基準を含む、下記のための要件を特定するものとする：

- (a) 登録の発効(第20条で同意の要求される者からの同意につき事前の電子伝送の条項を含むものとする)；
- (b) 検索の遂行、検索証明書の発行及びその事項；
- (c) 登録に関する情報や文書を除く国際登録簿の情報及び文書の機

81 ルクセンブルク議定書の監督機関の事務局を担うOTIFも、欧州の地域的な国際機関であったところから、文字どおりの国際組織へと発展しようとしており、そうした中に鉄道車輛議定書とのかかわりを位置づけていると思われる(小塚荘一郎「運送法統一の現状と将来」海法会誌復刊46号32頁〔2002年〕参照)。

密性の確保。

- 2 登録機関は、第20条の登録についての同意が実際に与えられたか又は有効かを審査するいかなる義務を負わないものとする。
- 3 将来の国際的権益として登録された権益が国際的権益となった場合、登録されている情報が国際的権益の登録に十分である場合は更なる登録は要求されないものとする。
- 4 登録機関は、国際登録簿のデータベースに登録を入力し、受領された時系列により検索可能とし、ファイルはその受領の日付と時刻を記録しなければならない。
- 5 議定書は、締約国がその領域内に、国際登録簿に登録する情報を伝達する一つ又は複数の機関を指定できる旨を定めることができる。かかる指定をした締約国は、国際登録簿に情報が伝達される前に、必要であれば、充足されるべき要件を特定できるものとする。

第19条 登録の有効性と時期

- 1 登録は、第20条に適合してなされた時にのみ有効となる。
- 2 有効な登録は、国際登録簿のデータベースに要求された情報が検索可能なように入力された時に完成する。
- 3 前項において検索可能とは、登録が下記の要件を満たした時とする：
 - (a) 国際登録簿が連続したファイル番号を割り当て；かつ
 - (b) ファイル番号を含む登録情報が、国際登録簿で永続的な形で保存され、かつ、閲覧しうること。
- 4 将来の国際的権益として登録されたものが国際的権益となった時は、その国際的権益は将来の国際的権益が登録された時から登録されたものとして取り扱う。但し、国際的権益が第7条により創設される直前においてかかる登録がいまだ有効である場合に限るものとする。
- 5 前項の規定は、必要な修正を加え、国際的権益の将来の譲渡の登録に準用する。
- 6 登録は、議定書に規定された基準に従い、国際登録簿のデータベースで検索可能とする。

第20条 登録への同意

- 1 国際的権益、将来の国際的権益、国際的権益の譲渡又は将来の譲渡、或いは、登録期間終了前になされる変更・延長は、一方当事者が他方当事

者の書面による同意をもって登録することができる。

2 国際的権益を他の国際的権益に劣後させる登録は、その劣後される権益を有する者により、又は、何時でもその書面による同意をもって行うことができる。

3 登録は、その登録による受益者により、又はその者の文書による同意をもって抹消することができる。

4 法律又は契約の代位による国際的権益の取得は、代位者により登録することができる。

5 登録可能な非諾成的権利又は権益は、その保持者により登録することができる。

6 国内権益の通知は、その保持者が登録することができる。

第24条 証明書の証拠能力

規則に規定された様式で国際登録簿が発行した証明書としての外観を有する文書は、下記についての一応の証拠となる。

(a) 証明書がそのとおりに発行されたこと；及び

(b) 登録年月日及び時刻を含む証明書記載の事実。

第25条 登録の抹消

1 登録された担保権により担保された債務又は登録可能な非諾成的権利又は権益を発生させる債務が消滅した場合、又は、登録された所有権留保契約の所有権移転の条件が成就した場合は、かかる権益の保持者は、債務者の書面による請求が登録された住所に発送されたか受領された後に、不合理な遅滞なく当該登録を抹消するものとする。

2 将来の国際的権益又は国際的権益の将来の譲渡が登録された場合、将来の債権者又は譲受人は、その対価を支払う前又は支払債務を負担する前であれば、将来の債務者又は譲渡人の書面による請求が登録された住所に発送されたか受領された後に、不合理な遅滞なく当該登録を抹消するものとする。

3 登録された国内権益の通知に記載された国内権益により担保された債務が消滅した場合、かかる権益の保持者は、債務者の書面による請求が登録された住所に発送されたか受領された後に、不合理な遅滞なく当該登録を抹消するものとする。

4 登録がなされるべきものではなく又は誤りである場合、登録による受

益者は、債務者の書面による請求が登録された住所に発送されたか受領された後に、不合理な遅滞なくかかる登録を抹消又は変更しなければならない。

宇宙資産議定書

第30条 登録時の宇宙資産の特定

1 打ち上げられていない宇宙資産について、国際登録簿への登録の目的で宇宙資産を特定するためには、製造業者の名称、製造業者の製造番号および型式の指定を含み、その他規則が定める条件を満たす宇宙資産の記述が必要かつ十分である。宇宙資産の打上げ後、債権者は、第2項に規定する追加的なデータの全部または一部を登録されたデータに追加することができるが、そうしないことまたは事実と反するデータを追加することは登録の有効性を損なわないものとする。

2 打ち上げられた宇宙資産について、国際登録簿への登録の目的で宇宙資産を特定するためには、打上げの日時、打上げ場所、打上げ事業者の名称および[...]を含み、その他規則が定める条件を満たす宇宙資産の記述が必要かつ十分である。

第31条 登録規定の追加的な変更

1 条約第19条第6項における検索の基準は、宇宙資産については、本議定書第30条に定める基準とする。

2 条約第25条第2項の関係において、登録された将来の国際的権益または国際的権益の登録された将来の譲渡の保有者は、所定の状況が生じた場合には、同項に定める要求を受領した後5営業日以内に、登録を抹消するため、その権限内において行いうる行為をしなければならない。

登録は、両当事者の合意にもとづいて(本体条約20条)、登録データを国際登録簿に入力することによって行われる(本体条約19条2項)。登録された情報は検索の対象となり、検索結果は、証明書(本体条約24条)として登録機関から(オンラインで)発行される。被担保債権の消滅等の事由が発生した場合には、国際的権益の保有者が登録を抹消する義務を負う(本体条約25条)。

この関係で、現在問題となっているのは、登録に際して宇宙資産を特定す

る方法である。ケープタウン条約の国際登録簿は、債務者単位ではなく、物件単位で編成されるから、少なくとも登録の時点では、「債務者Xが保有するすべての宇宙資産」といった包括的な登録をするわけにはいかない。そこで、何を基準として宇宙資産を識別すればよいか、という問題が提起されている。

国際的権益の優劣関係を登録の先後によって判断する以上、この基準は、物件を一意に特定するものでなければならない。航空機議定書の場合、適用の対象となる物件が、航空機機体、航空機用エンジン及びヘリコプターの3品目に限定されているという違いはあるが、メーカー名・型式・製造番号によって特定が実現されている(航空機議定書の国際登録簿では、ブルダウンメニューにすべてのメーカー名が表示され、その中から一つを選択すると、今度はそのメーカーが製造する航空機等のすべての型式が表示される、といった画面のつくりになっている)。そこで、宇宙資産議定書でも、同じ3つの基準を用いれば特定が可能であると考える専門家が多い。たしかに宇宙資産議定書が予定する宇宙資産は多種多様であるが、宇宙業界では、小さな部品に至るまで製品名と製造番号を付す慣行になっており、それを利用すれば、宇宙資産を一意に特定するという目的は達成できると考えられるからである⁸²。宇宙資産議定書30条1項は、そのような考え方にもとづいて起草された。

ところが、宇宙資産が打上げられた状態をイメージして、製造番号などは視認できないのではないかという懸念も、一部では提起されている。その結果、打ち上げられた宇宙資産については、打上げの日時、打上げ場所、打上げ事業者の名称等を特定のための情報として利用しようという考え方が持ち出され、宇宙資産議定書30条2項として取り入れられている。しかし、打上げられているか否かによって基準を使い分けるという運用は、一意に物件を

82 ただし、現状は、メーカーによって付番の体系がまちまちであると思われる。すると、航空機議定書とは異なり対象となる宇宙資産の種類が幅広いことと相俟って、システムの負荷が相当に大きくなるおそれがある。そのような認識が関係者の間で共有されるようになれば、付番の体系の国際的統一が、監督機関等のイニシアティブによって進められていくのではなかろうか。それは、すでにルクセンブルク議定書との関係で、現実の事態になっていることである(小塚・前掲(註7)・1頁)。

特定するという制度の基本思想と矛盾するおそれが大きい。たとえば、打上げ前の衛星に国際的権益が設定され、メーカー名・型式・製造番号によって登録がなされた後に、打上げが成功し、その後に第二の国際的権益が設定された場合に、打上げの日時や場所、打上げ事業者によって特定されたその衛星と、打上げ前に特定された衛星とが同一の衛星であることを、どのようにして担保しようというのであろうか。

よく考えると、宇宙資産の特定の基準が何かというのは制度設計の問題であり、その基準を視認できるか否かは具体的な登録作業の手順の問題である。打上げ前の宇宙資産でも、衛星に取り付けられた部品などは、取り付けられている向きなどによっては、製造番号を表示した銘板が見えなくなっていることもあろう。製造番号が視認できない状況であっても、設計図や契約の番号を確認し、打上げ後であれば追跡システムによって飛行状況を把握することなどを通じて、具体的な確認作業は可能である。そうだとすれば、制度設計の問題としては、取引の対象物を一意に決定し、登録する際の基準は、やはりメーカー名・型式・製造番号でなければならず、またそれに尽きると考えられる。

3 権利の実現等

宇宙資産議定書

前文

本議定書の当事国は、

可動物件の国際的権益に関する条約（以下では条約と言う）を宇宙資産について適用することが、条約前文に述べられた目的に照らして望ましいと判断し、

宇宙資産に固有の需要および宇宙資産の効用に条約を適合させる必要性ならびに宇宙資産の取得および利用のため可能な限り効率的な資金調達を実現する必要があることを想起し、条約および本議定書によってもたらされる宇宙を基盤としたサービスの拡大からすべての国が受ける利益を想起し、

国際連合が所管する国際的な宇宙諸条約を含む宇宙法の確立された諸原則を想起し、

国際的な宇宙産業の継続的な発展を想起し、また宇宙資産の担保化を規律し、その資産担保金融を促進する統一的にして予見可能性のある枠組の必要性を認識して、
宇宙資産に関する以下の条項につき合意した。

第32条 主権免除の放棄

1 第2項の適用を前提として、条約第42条もしくは第43条に定める裁判条所の管轄権からの主権免除または条約の下における宇宙資産に対する権利および利益の執行に関する主権免除の放棄は、有効であって、その裁判管轄または執行についてそれ以外の要件が満たされているならば、裁判管轄を発生させまたは執行を可能にする。

2 前項に定める放棄は、書面により、かつ第7条の規定に従って宇宙資産の記述を含んでいなければならない。

第33条 国際的なファイナンス・リース取引に関するユニドロワ条約との関係

宇宙資産に対して適用されるところの条約と国際的なファイナンス・リース取引に関するユニドロワ条約の双方の当事国である国の間では、本議定書の対象に関しては条約が優先する。

第34条 国連宇宙諸条約および国際電気通信連合の文書との関係

宇宙資産に対して適用されるところの条約は、既存の国連宇宙諸条約および国際電気通信連合の文書の下における当事国の権利および義務に影響を与えるものではない。

宇宙資産議定書の下で、国際的権益の実行がなされれば、打上げ後の衛星等について所有権が移転するという事態が発生し得る。極端な場合は、権利を実行した債権者が新たな軌道位置に衛星を移動させた上で運用するという可能性もある。現実には、国際的権益の実行方法にはさまざまなメニューがあり、物理的な移動に要するコストを考えれば、現状を維持したままで運用者を入れ替えたり、運用の条件を変更するといった対応が多くなるであろうが、少なくとも理論的には、伝統的な宇宙法があまり想定してこなかった事態が、むしろ当然の前提とされているかに見える。

そこで、ユニドロワが宇宙資産議定書の検討を開始した初期には、既存の宇宙法との整合性が問題とされ、国連宇宙平和利用委員会の法律小委員会において、議題として取り上げられた⁸³。そうした経緯から、宇宙資産議定書は、前文及び34条で既存の条約等との整合性を確認しているのである。

もともと、現在では、宇宙平和利用委員会の法律小委員会でも、また宇宙資産議定書の政府専門家会合の場でも、既存の条約との整合性を問題とする声はほとんど聞かれなくなっている。改めて考えれば、軌道上での所有権の移転や打上げ後の軌道の変更、さらには国籍を異にする運用者の手に渡った結果として生ずる「打上げ国」責任との関係等は、宇宙資産議定書が初めて出現させた問題ではない。むしろ、宇宙活動に民間事業者の参入を認めた時点で、潜在的には、既存の宇宙法がそうした問題を抱え込んでいたと言える。宇宙資産議定書の作成作業が図らずも長期化する間に、民間事業者による宇宙活動は飛躍的に活発化した結果、もはや、それが宇宙資産議定書に特有の問題であるとは認識されなくなったのであろう。

五 今後の見通し

ユニドロワ事務局は、2011年の後半から2012年の早い時期までの間に、外交会議を開催し、宇宙資産議定書を採択したい意向である。その場合、2011年2月の第5回政府専門家会合は、外交会議前に条文を検討する最後の機会となる。長い交渉を経て、対立点の解消にはかなり見通しが立ったと言えるが、本稿において指摘してきたとおり、条文案には、なお、修正を要すると思われる点も少なくない。

それとは別に、今後議論されるかもしれない点は、ファイナンス取引にインセンティブを与える仕組みの導入である。宇宙ビジネスは、元来、航空機産業や鉄道業と比較して、格段にリスクが大きい。その上に、宇宙資産議定書は、安全保障や公共サービスを理由とした規制の適用を認めるなど、ケープタウン条約の仕組みの中でも、取引に対して抑制的な色彩が強い。また、航空機議定書が短期間で急速に普及した背景には、航空機セクター了解にお

83 青木・前掲〔註46〕・31～33頁参照。

けるケーブタウン割引という、きわめて現実的な誘因が存在したことを看過してはならないであろう。宇宙資産議定書にも、そのような利用に対するインセンティブを取り入れる余地がないかは、外交会議までの課題である。現在のところ、米国から、オペレーターが倒産した場合のバックアップサーバーをあらかじめ指定し、事前に免許まで発給しておくといった仕組みが提案されている。そのほかにも、宇宙の商業利用、民間事業者の参入を促進するという立場から、何らかの工夫ができないか、知恵を出したいところである。

宇宙活動の商業化、産業化が急速に進展する中で、資金調達のための法的スキームを確立することの意義は明らかである。逆に言えば、宇宙資産議定書の内容が実務にそぐわない、ファイナンス取引を萎縮させるようなものとなれば、世界の宇宙活動全体にマイナスの影響を与えかねない。その意味で、宇宙資産議定書の完成に向けた作業は、国際的にもきわめて重要なものであるし、日本としても、宇宙開発戦略の一環として、審議の過程で建設的な役割を果たすことが望まれよう。